

特許庁委託事業

インド税関における 知財保護マニュアル

2016年8月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
知的財産権部

はじめに

経済のグローバル化の進展に伴い、知的財産権の侵害品が国境を超えて取引される等、模倣品流通の国際化が深刻な問題となってきています。侵害品の拡散により、本来の権利者が金銭的な被害を受けるだけでなく、模倣医薬品や模倣自動車部品によって消費者の安全や健康が脅かされる事例も報告されています。そのため、水際で侵害品を取り締まり、侵害品に対する最初の防衛線の税関の重要性が高まっています。

インドにおける関税の基本法は、1962年関税法であり、侵害品の輸出入を禁止し、税関に侵害品を差し押さえる権限を与えています。また、インドへの輸入に関して、2007年知的財産権（輸入品）施行規則において、上記法律の適用を図っています。

本報告書では、インド税関や水際差止制度に関する基礎知識、税関登録の手続きの概要や要件、さらには、裁判例に基づくインド税関の実績等についての理解を深めることを目的として作成しております。

本書が、皆様のお役に立てば幸いです。

2016年8月

日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
知的財産権部

目次

序論	3
第2章 税関差止制度（侵害輸入品の通関での差し押さえ）	12
第3章 税関登録手続き	15
第4章 税関知財権差止に関する税関の実績／インド法	21
添付書類	33

序論

インド憲法は、附則VII、リスト1、83項において輸出入税に関する法律を制定し、これを徴収する権限を中央政府に与えている。これを受け、インドの関税法を所管し、輸入税および土地収益を徴収するために設立されたのが**中央物品税関税局（CBEC）**である。CBECは、**インド政府財務省歳入局**に属しており、関税、中央物品税およびサービス税の賦課・徴収に関する政策策定、密輸防止、ならびに自らの権限の範囲内での関税、中央物品税、サービス税および麻薬の管理に関する業務を行っている。また、国内外の旅行税が法律に基づき管理されること、および徴収機関が徴収した税金を直ちに国庫に預託することも保証している。CBECは、税関、中央物品税・サービス税局（Central Excise and Service Tax Commissionerates）および中央歳入管理研究所（Central Revenues Control Laboratory）等の下位組織の所管当局でもある。

CBEC傘下の関税局は、インド税関電子データ交換（EDI）システム（ICES）およびその他の世界の模範事例を導入することにより、継続的に税関手続きの合理化と近代化を進めている。ICESは、包括的な完全自動のペーパーレス通関手続きに向けた税関内部の自動化システムで、通関手続きの透明化および効率化を図るものである。さらに、ICESは、インド税関電子商取引／電子データ交換（EC/EDI）ゲートウェイの略称であるICEGATEを通して、輸出入貨物の通関手続きに係る貿易業者、貨物運送業者、銀行および規制当局をつなぐリアルタイムのオンライン電子インターフェースを提供している。

ICEGATEは、貿易業者、貨物運送業者およびその他の関税局のクライアントに電子提出サービスを提供するポータルサイトである。現在、約67万2,000の輸入／輸出業者にサービスを提供する約2万4,000名のユーザーがICEGATEに登録している。ICEGATEは、およそ15もの業種のパートナーを、メッセージの交換を通して税関EDIと繋ぐことにより、通関手続きの時間を短縮し、輸出入取引を促進している。

インド税関は、世界税関機構（WCO）の加盟国として、改正京都規約、統一分類システム、GATT関税評価等の様々な国際税関協定・手続きを採択している。

下記はインド税関の重要な担当業務の一部である¹。

- (a) 1962年関税法および1975年関税定率法に基づく輸出入関税の徴収
- (b) 貨物、荷物、郵便物の輸出入、および船舶、航空機等の発着を律する1962年関税法の各種規定の執行
- (c) 代理業務の履行および各種法令に基づく輸出入の禁止・制限の実施
- (d) 麻薬取引の禁止を含む密輸防止
- (e) 国際旅客の通関

インドにおける関税の賦課・徴収に関する基本法は**1962年関税法**であり、船舶／航空機／物品／旅客等の出入国を規制している。1962年関税法では、輸出入税の賦課・徴収、輸出入手続き、物品の輸出入に関する禁止事項、罰則、違法行為等を規定している。課税対象項目および当該項目に適用する税率を定めた1975年関税定率法等、各種関連法規も存在する。

1962年関税法第7条に基づく権限行使により、全国の各種空港、港湾、内陸コンテナ・デポ（ICD）および陸上税関出張所（LCS）が中央政府からの指定を受けており、また、ネパール等の隣国との

¹ 2014年税関マニュアル (http://www.cbec.gov.in/resources//htdocs-cbec/deptt_offcr/cs-manual2014.pdf)。

貿易実施についてはルートが規定されている。

国内に持ち込まれまたは輸出される物品は、基本的にすべて認可を受けた地点を通過し、税関に申告されなければならない。また輸入者／輸出者は、1962年関税法に規定される法律上および手続き上の要件を充足し、当該商品に課されるすべての税金を支払わなければならない。法規定に基づき、税関は、物品（および人）の出国の流れを管理し、海／空／陸／鉄道ルートでの最終出国を許可する前に適切な検査を受けさせることができる。また、税関は法的侵害を摘発し、悪徳業者による密輸または商業詐欺の企てを取り締まる。

1962年関税法第3条に基づく税関職員の職位は以下の順である。

- (a) 税関総監：Chief Commissioners of Customs
- (b) 税関長：Commissioners of Customs
- (c) 税関長（不服申立）：Commissioners of Customs（Appeals）
- (cc) 共同税関長：Joint Commissioners of Customs
- (d) 副税関長：Deputy Commissioners of Customs
- (e) 税関長補佐：Assistant Commissioners of Customs

1962年関税法第4条に基づき、CBECには税関職員を任命する権限が付与されており、さらにCBECは、税関総監もしくは税関長、または共同税関長／税関長補佐／副税関長にも、税関長補佐より下位の職員を任命する権限を与えることができる。陸海空および鉄道ルートにより輸入／入国または輸出／出国するすべての物品／旅客等が確実に国内法を遵守するようにしつつ、早急に効率よく国際輸送を取り扱うことが税関の責任である。

税関長は、公認の税関区域に荷揚げされたすべての輸入品に関し、法に基づき国内消費用に税関を通過し、または倉庫に保管され、積み替えられるまでの間、当該輸入品を管理する管理人を指名しなければならない。コンテナ輸送の増加に伴い、実際はドライポートである各種ICDを開設して国内の通関手続き施設として使用しており、物品は税関を通過するまで指定された管理人の下で保管される。

1962年関税法は、税関長の任命する管理人に加え、その他の法律で規定される管理人の存在も認めている。例えば、Mumbai Port Trustは1963年主要港湾管理法に基づく法的管理人で、基本的には運送業者からの輸入品を担当し、これを適切・安全に保管し、輸入者がすべての税関手続き（必要な税金およびその他の手数料／料金の支払いを含む）を完了した場合にのみ通関を許可し、同法に基づきその他の多様な責務を遂行することが求められる。

税関の明示的な許可がない限り、いかなる商品も税関区域を通過することができない。管理人は、1962年関税法に基づき、輸入者への引き渡し完了するまで輸入品を安全に保管する義務を負い、保管中に抜き荷があった場合、管理人は当該商品に対する税金を支払う義務を負う²。

1962年関税法では、密輸およびその他の法規定に違反する物品／者に対して厳しい罰則を与えている。これには違法品の差止／没収（完全没収を含む）ならびに違法行為に関与した者およびこれを幫助した者に対する罰金および罰則が含まれる。1962年関税法第11条では、同条で規定された目的達成のため、通知により商品の輸出入を禁止する義務を中央政府に課している。なお、規定されている対象は、特許、商標、著作権、意匠および地理的表示の保護等、様々である。関税法第11条(2)(n)および第11条(2)(u)に記載のこの目的を行使するにあたり、中央政府は権利者の知的財産権を侵害する商品の輸入を禁止した2007年知的財産権（輸入品）施行規則を通達している（通

² 2014年税関マニュアル (http://www.cbec.gov.in/resources//htdocs-cbec/deptt_offcr/cs-manual2014.pdf)。

達第49／2007号税関（N.T.）参照。

第1章 インドへの輸入³

インドは陸上港、空港、港湾により世界と密接につながっている。輸入される物品の通関手続きは、手続き港の種類を問わず統一されている。インドにおけるルート別の全税関手続き港一覧表は本書に添付の付属書 A の通りである。

インドへの輸入は年々大幅に増加している。インドへの輸入はルート別（海／空／陸）、サービス別（宅配便による輸入）および商品別に分類することができる。なお、参照しやすくなるよう、各商品には統一システム（HS）コードが割り当てられている。インドへの各種商品の輸入に関する統計データの詳細は、商務省のウェブサイト（<http://www.commerce.nic.in/eidb/icomq.asp>）で見ることができる。特定商品の HS コードは <http://www.cybex.in/HS-Code/Default.aspx> に掲載されている。

輸入品の通関手続き

すべての輸入者は、輸入品の通関手続きを行うために、1962 年関税法第 46 条に基づき、所定の方法に従って商品が国内消費目的か倉庫保管目的かを適宜記載した「税関申告書」を提出しなければならない。税関申告書は、インド準備銀行および関税局が管理する「国内仕向送金合計額」指標の一つで、商品の税関地到着後 30 日以内に提出しなければならない。税関申告書が輸入通関手続きに必要な書類と併せて提出されると、担当税関職員が商品の評価・検査を行う。当該書類は輸入者自身またはそのブローカー（通関業者）が提出できる。

インドに商品を輸入するには、輸入品の通関用税関申告書の提出前に、外国貿易部（DGFT）から輸出入者コード（IEC コード）を取得しなければならない。税関 EDI システムにおいて、当該 IEC コードを DGFT からオンラインで受け取る。

EDI システムを通して商品が通関される場合、正式な税関申告書はシステムで自動的に作成されるため、提出の必要はない。輸入者が EDI 非対応の港／空港において国内消費用に商品の通関を行う場合は、税関申告書を 4 部提出しなければならない。原本とその副本は税関用、3 つ目の写しは輸入者用、4 つ目の写しは銀行による送金用である。

通関前に税関申告書と併せて提出する書類は以下の通りである。

(a) 署名済みインボイス

本書は販売証明となるもので、品目の詳細を提示し、貨物の価格 (pricing) または価額 (value) を示す。輸入されようとする物品の関税評価は、貨物の評価額である。また、税関は、商業インボイスの請求レートの有効性を確認し、国際市場レートに基づかないレートが課されている、または税金の支払いを回避するために実際より安価で請求されていると考えるに十分な理由がある場合、適用レートに不服を申し立てることができる。

(b) 梱包明細書 (packing list)

³ 第 1 章はすべて、関連情報が記載された各種関連政府のウェブサイトリンクおよび 2014 年 12 月 20 日時点の税関ウェブサイト (www.cbec.gov.in) から取得した情報に基づくものである。さらなる詳細については、税関担当弁護士または専門家に連絡されたい。

各貨物および貨物内の各物品に荷印（shipping mark）を付さなければならない。貨物内の物品数、寸法、荷印、各物品の総重量および正味重量の詳細を、各物品に含まれるユニット数とともに、梱包明細書の形で一覧化する。梱包明細書は、上記のインボイスに記載の特定貨物に属する物品を識別するために使われる。

- (c) 船荷証券（bill of lading）または荷渡指図書（delivery order）／航空運送状（airway bill）
船舶輸送の場合の船荷証券または航空機輸送の場合の航空運送状は、運送業者が輸入品の通関手続きのために税関に提出しなければならない文書である。運送業者が発行する船荷証券または航空運送状には、荷渡条件とともに、貨物の詳細を記載する。
- (d) 適切に記入された GATT 関税評価申告書
1988 年関税評価規則 10 に基づき、各輸入者は、他の輸入通関手続き文書と併せて、貨物に関する必要な情報をすべて記載した GATT 関税評価申告書および DGFT 申告書を税関に提出しなければならない。
- (e) 輸入者／通関業者（CHA）申告書
上記申告書の提出に関する指針は、本書に添付の付属書 B の通りである。
- (f) 輸入ライセンス（必要な場合）
特定商品の輸入は随時政府の規制対象となる場合があるため、政府が通達する指針に基づき、その輸入にあたってはライセンスが必須となる場合がある。
- (g) 保証状（必要な場合）
輸入貨物に保証状が付されている場合、輸入者は、輸入通関書類とともに、保証状の写しを提出することができる。保証状とは銀行が発行する文書で、一定の荷渡条件を満たしている限り、売主が支払金を全額受け取る旨を保証するものである。
- (h) 保険証券
保険証券とは、荷渡条件に関する輸入者の申告を裏付ける文書である。輸入貨物の保険証明書により、税関当局は、販売代金に保険が含まれているか否かの確認が容易になる。これは、適用可能な輸入税を決定する際の評価対象の価格を確認するために必要なものである。
- (i) 産業ライセンス（必要な場合）
- (j) テスト報告（化学品等の場合）
税関職員は、輸入商品の品質の特定ができない場合がある。このような商品の価額を査定するために、税関職員は当該輸入品のサンプルを取り出し、政府の認可研究所でテストするため送付の手配をする。担当税関職員は、テスト報告を取得した後にのみ、当該商品の評価を完了させることができる。そのため、テスト報告は、一部の特別な商品については、輸入通関および手続き用文書の一つとなる。
- (k) 関税免除認定証（DEEC）ブック／関税受給パスブック（DEPB）の原本（該当する場合）
輸入者が DEEC／DEPB／輸出信用保証会社（ECGC）等の各種スキームに基づき輸入品の関税免除を受ける場合、当該許可をその他の輸入通関書類と併せて作成しなければならない。

(l) カタログ、商品説明書（technical write up）、印刷物（機械、スペアパーツ、化学品等で該当する場合）

商品説明書、輸入品の印刷物およびその他の類似文書は、一部の特殊商品の輸入通関書類として必要となる場合がある。例えば、機械を輸入する場合、商品説明書またはその機能の説明する印刷物を輸入文書とともに添付する。この書類は、税関職員が当該輸入機械の正確な市場価格を知り、価額評価を行うのに役立つ。

(m) スペアパーツ、部品、機械を別途切り離した場合の個々の価格

(n) 原産地証明書（関税の優遇レート適用を請求する場合）

インドは、他国と二国間および多国間協定を締結しており、対象国は輸入税の特恵関税率を享受できる。この場合、当該締結国から貨物が輸出されると、指定の輸出機関が税関提出用に原産地証明書を輸出者に発行する。この証明書に基づき、輸入国の関税局は、当該貨物を特定の付属書に分類する。また、原産地証明書は、関税、数量または許可規制を回避する目的で、第三国が締結国を経由して輸入を行うことや、第三者が輸出を実施することを防ぐ助けとなる。

輸入者はまた、税関申告書の末尾に宣誓という形で、提供した情報が真正かつ正確であることを証明しなければならない。

輸入品の通関手順

1. 貨物が港に到着次第、商品の運送業者は関税局に輸入積荷総目録（IGM）を提出する。IGMは、商品が到着次第、すべての運送業者が税関に必ず提出しなければならない輸入商品の詳細である。通常、航空機や船舶にはそれぞれ IGM 番号が、各貨物には「ライン番号」がある。
2. 運送業者が IGM を提出した後、輸入者は、税関申告書を提出する際に、特定の項目に上記の番号を記入しなければならない。この番号は、税関申告書の詳細を税関のウェブ・ソフトウェアにアップロードして提出する際に、輸入者の書類に自動的にリンクされる。
3. 税関申告書番号が、ソフトウェア・キューに基づき自動的に 1 カ所で作成され、すべての国内港に適用される。
4. 税関職員による税関申告書の査定が完了すると、書類は、所要税関職員の監督の下で実施される検査手続きに回され、さらにシステムに調査報告が入力される。
5. ただし、税関職員が追加の書類提供または個人面談の「問い合わせ」をすることもある。税関が特定の種類の商品に関して説明を要求する場合、輸入者またはその代理人は、税関職員の説明要請に応えるため、聴聞に呼ばれることがある。
6. 問い合わせが解決した後、当該職員は検査報告を承認する。その後、関税が課されない場合は、税関申告書が荷渡しのために「税関を通過」する。関税が課せられる場合は、輸入者はこれを支払う手配をし、代理人となる税関職員にこれを提出する。
7. 関税局が関税額を更新した後は、ソフトウェアが「通過」命令を作成する。
8. 輸入者は、税関職員が実際に署名をした処理済の税関申告書を印刷する。
9. 輸入者は、商品の運送業者とともに「税関を通過」した税関申告書を提出できる。その後、貨物荷渡しが手配される。
10. 運送業者は、必要な手数料がある場合はそれを徴収した後で、貨物の管理人に荷渡指図書を発行し、管理人は輸入者に貨物を引き渡す。

宅配便による輸入

宅配便による輸出入は広く行われており、通関は手作業および電子システムの両方で行われる。手作業の通関は 1998 年宅配便輸出入（通関）規則（Courier Imports and Exports（clearance）Regulations, 1998）に、電子的な宅配便の通関は 2010 年宅配便輸出入（電子申告処理）規則（Courier Imports and Exports（Electric Declaration and Processing）Regulation, 2010）に準拠している。小包の検査は最小限に抑えられ、小包の添付書類が重点的に精査される。手作業での通関は、ムンバイ、デリー、チェンナイ、コルカタ、ベンガルール、ハイデラバード、アーメダーバード、ジャイプール、トリヴァンドラム、コーチン、コインバトールの空港ならびにペトラポール（petrapole）およびゴジャダンガ（Gojadanga）の税関出張所で行われているが、デリーおよびムンバイの空港では、近日中に電子通関制度が開始される予定である。ただ、宅配便方式での輸出入業務は、税関に登録した企業のみ認められるものである。これらの宅配会社は「認可宅配業者」と呼ばれる。認可宅配業者としての登録手続きは本書で後述する。

宅配便で輸入可能な商品

すべての商品は宅配便方式で輸入可能ではあるが、サンプルのテスト等、通関前に追加の遵守要件がある商品にのみ、制限が課される。当該商品は以下の通りである。

- (a) 貴重貨物および準貴重貨物
- (b) 動植物
- (c) 生鮮食品
- (d) インドの不正確な国境を描写した地図等を含む出版物

宅配便での輸入品の通関手続き

宅配便による輸入品は以下に分類される。

- (a) 商業価値のない紙、カードまたは写真に記録されたメッセージ、情報またはデータを含む文書であって、関税の対象ではなく、輸出入に禁止／制限が課されないもの
- (b) サンプル — 輸出の場合は 5 万インド・ルピー（以下、IN ルピー）まで、輸入の場合は 1 万 IN ルピーまでの価額の無償で提供される善意の商業サンプルおよび商品プロトタイプであって、輸出入に禁止または制限が課されず、外国為替の送金も為されないもの
- (c) 無償贈答品 — 輸出の場合は 1 貨物 2 万 5,000IN ルピーまで、輸入の場合は 1 万 IN ルピーまでの価額の個人使用の善意の贈答品であって、輸出入に禁止または制限が課されず、外国為替の送金も為されないもの
- (d) 低価格の課税対象商品または商用品 — 申告価格が 10 万 IN ルピーまでの商品
- (e) 課税対象商品または商用品 — 申告価格が 10 万 IN ルピーを超える商品

2007 年 8 月 29 日付通達第 31/2007 号（税関）（Circular No. 31/2007-cus）に基づき、CBEC は、宅配便方式による輸出入に関する審査基準について以下の通り通達した。

- (a) エックス線またはその他の非開扉検査技術を使った、輸出／輸入貨物（文書およびすべての種類の貨物）の全数検査。できる限り、税関で利用可能なエックス線機械設備を使用する。使用不可の場合は、航空会社またはインド空港当局のスクリーニング設備を当該検査に用いることができる。また、時間の短縮および二重審査防止ため、可能な場合は複数の当局による検査をまとめて行うようにする。

- (b) 宅配便貨物全体の最大 10% または特定情報に基づく、輸出文書（税関申告 CBEx-I および CSB-I の対象）、贈答品、サンプルおよび輸出品（税関申告 CBEx-II、CSB-II の対象）の物理的審査。このように選択された貨物は、全数検査を受ける。
- (c) 宅配便貨物全体の最大 10% までに限った、輸入文書（税関申告 CBE-III、CBE-VIII の対象）、贈答品、サンプル（税関申告 CBE-IV、CBE-IX の対象）および課税対象商品（税関申告 CBE-V、CBE-X の対象）の物理的審査。選択された貨物は全数検査を受ける。
- (d) 上記(b)および(c)の貨物は、商品の性質、価額、重量、輸入者の地位等様々な指標に基づき選択される。
- (e) ただし、各港の税関長は、現行の EDI システムで現在提供されている輸入国／輸出国、商品の性質等の特定の指標に基づき、自身の裁量で商品の抜き取り検査をすることができる。
- (f) 特定情報がある場合、または当該貨物についてのエックス線による検査で疑義が生じた場合、税関は貨物を検査することができる（全数検査に至ることもある）。
- (g) 「リスク分析」に基づき、検査対象となる貨物が自動プロセスで特定される場合がある。

認可宅配業者の登録

認可宅配業者としての業務実施を望む者は、管轄地の税関長に登録しなければならない。手作業方式の場合、登録は 10 年間有効で、業績が良好であればさらに 10 年間の更新が可能だが、電子方式の規則で認められている登録期間は 2 年である。ただし、一度、認可宅配業者として登録した者は、各規則のその他要件の遵守を条件として、両方式で申告することができる。

登録申請者は以下を提供しなければならない。

- (a) 250 万 IN ルピー以上の価額の資産保有証明書
- (b) ムンバイ、コルカタ、デリーおよびチェンナイでの登録の場合は 100 万 IN ルピーの保証証書
- (c) その他の空港および LCS の場合は 50 万 IN ルピーの担保金

担保金は、現金または郵便担保金、国民貯金証書もしくは銀行保証の形態で提供できる。また、申請者は、無課税か利息付で短期課税されるかを問わず、認可宅配業者が通関手続きを行う商品の関税（該当する場合）を支払う義務を負う。

宅配便による輸入品の電子通関は、以下の方法で行われる。

- (a) 認可宅配業者またはその代理人は、輸入品の到着前に、電子的形態で、Express Cargo Manifest-Import (ECM-I) という輸入品の総目録を、所定の形式で担当者に提出する。
- (b) 輸入品が入っている宅配便の梱包は、税関長が指示した以外の方法で取り扱ってはならず、担当者の許可がない限り、いかなる者もこれを開梱してはならない。
- (c) 認可宅配業者またはその代理人は、商品分類に基づき担当者に適切な宅配便の税関申告書を提示し、自らが輸入した商品を電子申告書に記入する。
- (d) 認可宅配業者は、検査、スクリーニング、審査および評価のための輸入品を提示する。

到着後 30 日以内に通関手続きが行われなかった輸入品は、担当者が差し押さえをし、当該輸入品の担当者が認可宅配業者および申告輸入者（該当する場合）に通知した上で、これを売却または処分する。また、認可宅配業者は、当該商品の保管および保有にかかる手数料を支払うものとする。

第2章 税関差止制度（侵害輸入品の通関での差し押さえ）

税関差止は、権利者が登録した通知に基づき、または税関職員が職権により知的財産権の侵害を認定した場合に行われる。

a. 権利者が通知を登録した場合

権利者の知的財産権の通知(以下、税関登録)に基づき、副税関長または税関長補佐が、輸入品が権利者の知的財産権を侵害していると考えに十分な理由がある場合、当該輸入品の通関を停止する⁴。税関は、直ちに電子メールおよびファックスにより、税関申告書番号、通関停止された貨物の詳細（貨物内の商品の詳細等）を提示し、貨物の引渡し保留を権利者に通知する。真正品および模倣品ならびにその梱包の明確な差異、税関申告書に記載されている商品の価額、ならびに全体的な商品の品質等を理由に、商品が模倣品であるとの疑いが生じることがある。

税関長またはその正式な授権代理人である職員は、権利者／その代理人が侵害貨物の通関停止通知を受け取った場合、手続きに参加する前に商品を調査し、模倣品か否かを判断することを認める。

その後の措置期限は、通関停止された商品の性質により異なる。

1. 非生鮮品

非生鮮品の場合、権利者またはその代理人は侵害品の通関停止の通知を即時に受ける。

その時点で、権利者は物品の検査をすることができ、通関停止日から10営業日以内に手続きに参加しなければならない（追加で10営業日延長可能）。権利者が上記期限に従わなかった場合、商品は1962年関税法のその他の規定に違反していなければ、解放されることになる⁵。

2. 生鮮品

権利者の知的財産権を侵害する疑いがある生鮮品の場合、当該権利者は侵害疑義物品の検査をすることができ、3営業日以内に手続きに参加しなければならない（追加で4営業日延長可能）⁶。権利者が上記期限に従わなかった場合、当該品は1962年関税法のその他の規定に違反していなければ、解放されることになる。

b. 税関の職権による措置

副税関長／税関長補佐は、知的財産権の侵害品であると認めるに足る一応の証拠または合理的な理由がある場合、自らの意思により商品の通関を停止することができる⁷。当該物品が侵害品であるかを判断するにあたって、税関職員は、侵害商標、著名な企業の商標を有する商品の品質が標準を下回っていること等、自らが利用可能な一応の証拠に依拠する。税関当局は、当該通関停止後直ちに、権利者および輸入者に対し、税関申告書番号、インボイスに記載されている商品の詳細等の疑義貨物の詳細とともに、当該侵害停止およびその理由を通知する。税関長

⁴ 2007年知的財産権（輸入品）施行規則7(1)

⁵ 2007年知的財産権（輸入品）施行規則7(3)

⁶ 2007年知的財産権（輸入品）施行規則7(7)および(8)

⁷ 2007年知的財産権（輸入品）施行規則7(1)(b)

またはその正式な授権代理人である職員は、権利者および輸入者またはその正式な授権代理人が当該物品を調査することを認め、かつ、当該物品が海賊版、模倣品またはその他の知的財産権を侵害しているかを判断するための調査、テストおよび分析用に代表的なサンプルを提供することができる。権利者は、税関の提供した疑義物品およびサンプルを検査し、これが侵害品であるかを確認する。税関が提供した侵害サンプルまたは商品の必要な検査を行った後、権利者は、商品が自らの知的財産権を侵害しているかの判断をすることができる。

権利者は、税関からの通関停止通知を受け取ってから 5 営業日以内に、自己の知的財産権の税関登録を行い、必要なすべての手続（保証証書および担保金の手配を含む）を行って認定手続きに参加する。権利者がこれを行わない場合、物品は解放されることになる⁸。税関は、商品および商品が実際に権利者の知的財産権を侵害しているかを査定するために必要な情報、支援、技術的専門知識および設備を権利者に対して要請する場合がある⁹。

本手続きの期限も通関停止物品の性質により異なる。

1. 非生鮮品

非生鮮品の場合、2007 年知的財産権（輸入品）施行規則 7(5)を遵守している権利者は、差止日から 10 営業日以内に手続きに参加しなければならない（追加で 10 営業日延長可能）。権利者が上記の期限に従わなかった場合、商品は、1962 年関税法のその他の規定に違反していなければ解放されることになる¹⁰。

2. 生鮮品

権利者の知的財産権を侵害する疑いがある生鮮商品の場合、権利者は、3 営業日以内に手続きに参加しなければならない（追加で 4 営業日延長可能）¹¹。権利者が上記の期限に従わなかった場合、商品は 1962 年関税法のその他の規定に違反していなければ、解放されることになる。

真正品の引渡しの保留

真正品を含む貨物が税関で差し止められた場合、通関停止通知を受けた権利者は、授権代理人を通して異議なし証明書（No Objection Certificate）を発行できる。

侵害品であると判明した商品の破棄手続き

権利者の要求に応じて、副税関長または税関長補佐は、輸入者の名前および住所を通知するとともに、機密情報の保護を遵守した上で、貨物に関する情報も通知する¹²。

同様に、輸入者の要求に応じて、副税関長または税関長補佐は、権利者の名前および住所を通知するとともに、機密情報の保護を遵守した上で、貨物に関する情報も通知する¹³。

⁸ 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則 7(4)

⁹ 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則 7(5)

¹⁰ 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則 7(3)

¹¹ 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則 7(8)

¹² 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則 9

¹³ 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則 10

副税関長または税関長補佐が、保留されたまたは差し止められた商品が知的財産権を侵害していると判断した場合であって、当該判断に関して係属中の法的手続きがない場合、副税関長または税関長補佐は、権利者またはその授権代理人に「異議がない」ことを確認した後に、正式な監督下で商品を破棄するか、通常の商業経路外で処分する¹⁴。その際、汚染管理委員会（Pollution Control Board）および環境省から適切な承認および許可を取得し、採用した破棄方法が環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。商品の性質上、知的財産権の侵害を排除した上で当該商品を市場に出さなければならない場合、権利者の同意が求められる場合もある。

権利者の手続きの参加については、当該手続きの完了に関する所定の期限は存在しない。ただし、税関職員は、侵害疑義物品の倉庫保管等の費用を最低限に抑えるため、できる限り早急に判断を下す努力をしなければならない。このため、税関は、認定手続きにおける権利者側の遅延を望まない。商品の破棄または破棄方法に異議を申し立てるためには、権利者またはその代理人は、破棄の通知を受けてから 20 営業日以内に（追加で 20 営業日延長可能）行わなければならない。破棄または処分時まで発生した破棄費用、滞船料、および留置料は、権利者が負担するものとする¹⁵。破棄費用／滞船料は、商品の性質および決定された破棄方法に応じて異なり、汚染管理委員会および環境省から必要な承認を得た上で決定される。

¹⁴ 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則 11(1)

¹⁵ 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則 11(1)

第3章 税関登録手続き

権利者は、税関ポータル (www.icegate.gov.in) にログインし、知的財産権モジュールを選択して知的財産権電子登録ページにアクセスしなければならない。その後、著作権、商標権、特許権、意匠権および地理的表示の中から適切な知的財産権を選択し、システムの指示に従って関連情報の入力と必要書類のアップロードを行う。全登録手順のスクリーンショットが、付属書 C に添付されている。

登録手続きに必要な書類および情報は以下の通りである。

1. (知的財産権所有者として登録されている) 権利者企業の正式名称 (必須)

知的財産権登録証に記載の名称と同じでなければならない。名称変更／権利譲渡または移転があった場合、当該変更を証明する文書の公証を受けた写しを提出しなければならない。

2. 権利者の連絡先 (権利者自らが申請する旨決定した場合は必須)

権利者がインドに拠点を置く代理人／子会社を有する場合、税関と迅速なやり取りが行えるよう、インドの住所を提供することが望ましい。

3. 権利者の電話番号およびメールアドレス (権利者自らが申請する旨決定した場合は必須)

インドにおける代理人／子会社の上記詳細を提供することが望ましい。

4. インドに真正品を輸入／輸出する許可を受けた申請者に発行される IEC 証明書 (必須)

輸出入者コード(Importer-Exporter Code 以下、IEC コード)は、インドへの権利者の真正品の輸入を許可されたインド法人のものである。IEC コード取得のための必要書類および手続きに関しては後述する。

当該権利者の商品を輸入する許可を受けているインドの業者全てをホワイトリスト化し、権利者の商品を積んだこれら輸入者の貨物が差し止められることのないよう、ここでの入力情報が利用されることがある。

5. インド国内における権利者の授権代理人の氏名および連絡先 (任意)

権利者がインドに子会社／代理人を有する場合、当該法人または個人の氏名および連絡先を提供することができる。これらの者がいない場合は、この項目は空白のまま提出できる。

6. 知的財産権の所有者から当該代理人への許可状 (税関のウェブサイトでは Title Deed Authorization [権利許可証書] となっている) (権利者がインドを拠点としている場合またはインドで自らを代理して行為する弁護士を任命している場合、任意)

当該代理人は税関と連携し、権利者を代理して税関が随時要請する行為を行う権限を有する。許可状のサンプルは、本書に添付の付属書 D の通りである。当該許可は、権利者の授権署名人が署名すれば足り、文書の公証または認証は必要ないが、インドでの押印が必要となる。また、税関からの要請により、署名人に権利者を代理して行為する権限を与えた権利者の取締役決議が後々必要となることがある。

7. インド国内で権限を有する代理人弁護士を選任する、知的財産権所有者からの許可状 (委任状) (任意)

税関手続きには法的意見および判決が必要となる場合があるため、必須要件ではないものの、所有者／権利者は、自らを代理して行為する代理人弁護士を任命することが望ましい。また、代理人弁護士は法律およびその改正に精通している可能性が高く、権利者の利益を最優先に行動できると考えられる。代理人弁護士宛ての委任状のサンプルは、本書に添付の付属書 E の通りである。当該委任状は、権利者の授権署名人が署名すれば足り、文書の公証または認証は必要ないが、インドで押印されなければならない。さらに、税関からの要請により、署

名人に権利者を代理して行為する権限を与えた権利者の取締役決議が後々必要となること
がある。

8. 一括保証／一般保証証書、損害填補保証証書（必須）

上記の各保証証書の提出に関する詳細および手続きは、下記で説明する。

9. 有効な知的財産権の存在および所有権を示す証拠（登録証明書）（必須）

知的財産権に関して発行された登録証明書を、権利の更新を証明するものと併せて提出できる。

10. 通知趣意書（必須）

知的財産権の本質的特徴（当該知的財産権の所有者の詳細、該当する場合は世界の権利等）
およびその侵害の合理的なおそれ（実際の侵害例を含む）を記載した事情陳述書を提出する
ことができる。事情陳述書のサンプルは、本書に添付の付属書 F の通りである。

11. 真正品および侵害品の原産国（任意）

真正品の原産国は、税関の情報として提出されなければならない。ただし、侵害品の原産国
は必須情報ではなく、侵害品がもっぱら特定の 1 国からのものであると権利者が認識してい
る場合に提供することができる。

12. 被疑侵害者の連絡先および詳細（任意）

任意の情報であり、権利者が特定の侵害者およびその貨物を申立の対象とする場合にのみ、
提供することができる。

13. 真正品および侵害品のデジタル画像（真正品の画像は必須）

当該画像は任意ではあるものの、税関による模倣品の特定の助けとなる。税関当局は常に、
差し止めた侵害品を検査する機会を権利者に与える。

14. 一回の申請につき 2,000IN ルピー（約 40 米ドル）の公的手数料（必須）

当該手数料は、1 つの知的財産権のみに関するものであり、インドの国営銀行から税関長宛
てに振り出された送金小切手という銀行証書の形態で提出しなければならない。税関長を名
宛人とした送金小切手のサンプルは、本書に添付の付属書 G の通りである。

IEC コード／証明書

IEC コードは、商工省の外国貿易部（Directorate General of Foreign Trade、DGFT）が付与す
る 10 桁の番号である。本コードは、商品の輸入／輸出を実施する個人または法人に割り当てられ
る。本コードの割り当ては 1992 年外国貿易（開発・規制）法（Foreign Trade（Development and
Regulation）Act 1992）に基づいており、同法は、外国貿易部が規定する手続きに従い、外国貿
易部または外国貿易部を代理する授権職員が付与した IEC コードに基づいて行う場合を除き、い
かなる者も輸入または輸出してはならないとしている¹⁶。外国貿易部は、中央政府が任命し、輸出
入政策の策定およびその政策の実施について中央政府に勧告する¹⁷。

IEC コード付与の申請は、申請者の登記上の事務所／本社が、最寄りの外国貿易部の地方当局に行
うものとする。外国貿易部ウェブサイトでのオンライン申請も可能である。

IEC コード申請の必要条件

1. 有効な納税者番号（PAN）のスキャンまたはデジタル・コピー。画像ファイルには PAN の
両面を含める。
2. 申請者の写真のスキャンまたはデジタル写真。

¹⁶ 1992 年外国貿易（開発・規制）法第 7 条

¹⁷ 1992 年外国貿易（開発・規制）法第 6 条（2）

3. 銀行証明書のスキャン・コピー。上記文書はそれぞれ gif/pdf 形式とし、サイズは 300 KB を超えてはならない。
4. 輸入者／輸出者は、以下のいずれかの指定銀行にネット銀行口座を保有していなければならない。
 - a) HDFC BANK
 - b) ICICI BANK
 - c) BANK OF INDIA
 - d) STATE BANK OF INDIA
 - e) CENTRAL BANK OF INDIA
 - f) PUNJAB NATIONAL BANK
 - g) IDBI
 - h) UTI/AXIS BANK
 - i) UNION BANK OF INDIA
5. 申請者が非居住インド人 (NRI) である場合、または事務所／企業が非居住者利息もしくは事務所が本国送金可能な非居住者投資を利用している場合、事務所／企業が受領したインド準備銀行の承認書のスキャン・コピーを提出する必要がある。これは、IEC コード申請の必須事項である。
6. IEC コード申請手数料 250IN ルピー¹⁸

電子メールアドレスの提供は必須ではないが、連絡の時間短縮につながるため、提供することが望ましい。IEC コードを即時に受け取るために、支払いを電子資金送金 (EFT) で行い、IEC オンライン申請書を提出することができる。

オンライン申請から 15 日以内に、必要書類を含めた物理的な申請を管轄の DGFT 地方当局に行わなければならない。

1 つの PAN に発行される IEC コードは 1 つだけである。申請者に割り当てられた IEC コードは、すべての支店／部署／ユニット／工場で有効である。IEC コードの保有者が、割り当てられた当該 IEC コードでの業務の実施を望まない場合、保有者は発行当局に通知の上、当該コードを放棄できる。この通知を受けた場合、発行当局は直ちに当該コードを取り消して DGFT へ電子送信し、これが税関および地方当局へ転送される。

保証証書

登録手続きを完了するためには、税関職員が自らの職務において貨物を差し止めることに対する免責を認めること、ならびに、差し止められた商品の破棄、滞船および倉庫保管に関する費用を負担することを権利者に義務付けた適切な保証証書を提供しなければならない。

税関は以下の 2 つのモジュールを提供している。

1. 一般保証証書 (General Bond) モジュール

権利者またはその授権代理人は、税関登録先である税関長に、税関長が適切とみなす保証金および担保金の金額での一般保証証書を提出する。これは、商品の輸入者、荷受人、所有者、および管轄当局を、あらゆる責任から保護すること、ならびに破棄費用、差し止められた貨

¹⁸ 2014 年 12 月 20 日午後 2 時時点 (http://www.dgft.org/iec_code.html)。

物が破棄または処分される時点までの滞船料および留置料について負担することを権利者に義務付けるものである。1つの知的財産権につき1部の一般保証証書が作成される。

一般保証証書の場合、税関長へ担保金を提出する必要はないが、権利者は、税関登録先の税関長に損害填補保証証書を併せて提出しなければならない。損害填補保証証書は、侵害品とされる商品の引渡しの保留に関するすべての責任および費用から税関当局を免責するために権利者が作成するものである。

期限：一般保証証書および損害填補保証証書は、2007年知的財産権（輸入品）施行規則の規則5(a)および5(b)に基づく税関登録時に、権利者が作成しなければならない。

特定貨物保証証書 — 侵害品を積載した貨物の差止から3営業日以内に、証書に記載されている担保金の金額と併せて、当該差止を行った税関長に提出しなければならない。

特定貨物保証証書には保証金および担保金が必要になるが、その額は、差し止められた貨物の価額に応じて決定される。保証額は、差止物品の価額の110%に相当する額となる。担保金の額は、保証証書の価額の25%となる。担保金は、銀行保証または定期預金の形で差し入れられる。

2. 一括保証証書（Centralized Bond）モジュール

一括保証証書は、税関登録を行う港に提出する必要があるが、インド国内のすべての港において有効である。システム主導のオンライン一括保証証書管理モジュールが、2008年に開始した自動登録検知システム（ARTS）の一環として実施されている。このシステムの主な目的は、インドのすべての港で使用可能な単一の一括保証証書および保証金／担保金口座を提供し、知的財産権保有者が侵害疑義貨物の通関停止に関する情報を受領した際に、特定貨物保証証書および保証金／担保金を提出するために、担当税関に急いで出向く必要をなくするためである。このモジュールにより、通関停止から3営業日以内に通関停止された港において特定貨物保証証書を提出する必要がなくなった。

一括保証証書の金額は、インド全域において、侵害疑義物品の価額に十分見合うと権利者が判断する額とする。一括保証証書には、保証証書の価額の25%の担保金も必要である。

登録時に、一意の保証証書登録番号（BRN）がシステムから発行され、権利者へ電子送信される。その後、税関はオンラインの一括保証証書口座および担保金口座を作成する。税関は、BRNを使って残高を閲覧・確認できるオンライン設備を権利者に提供するが、一括保証証書の十分な残高を維持するのは権利者の責任である。

権利者に発行されたBRNは、1つで複数の固有恒久登録番号（UPRN）をカバーすることができる。すなわち、一括保証証書口座は、権利者が税関に登録した複数の権利をカバーすることができる。ただし、複数のUPRNを1つのBRN口座に連係させるためには、すべてのUPRNにおいて権利者、申請者、授権代理人の名前が同一であることが条件となる。

権利者は、一括保証証書と併せて、損害填補保証証書を通知登録先の税関長に提出しなければならない。

期限：一括保証証書および損害填補保証証書は、税関登録の際に権利者が作成しなければならない。

追加保証証書 — 通関停止が行われたが、一括保証証書および担保の金額が疑義貨物の価額を補償するのに十分でないときは、通関停止から 3 営業日以内に、当該額についての「追加保証証書」および担保金を登録先の税関長に提出する必要がある。

上述の各保証証書の様式は、本書に添付の付属書 H の通りである。

登録手数料は、オンラインのクレジットカード方式または国営銀行または指定銀行の送金小切手により、権利者が選択した税関の税関長へ支払われる。権利者は、各権利に対して個別に通知を提出しなければならない。

インドに拠点のない権利者がインドで銀行口座を開設する方法については、税関職員から具体的な回答が為されていない。このため、当該権利者による銀行保証の提供は難しい状態であるが、税関職員は、インドに支店を持つ多国籍銀行に、当該支店を通して銀行保証を代理で提供する意思があるかを問い合わせるよう権利者に提案している。

登録手続き

すべての関連情報のシステムへの入力および関連文書のアップロードが完了すると、システムにより固有仮登録番号（UTRN）が作成される。その後、オンライン申請書を印刷したものとすべての関連文書の写し（送金小切手、保証証書および損害填補保証証書、登録証、委任状の写し、ならびに商品のサンプル、モデルまたは写真）を税関長の事務所または税関長の代理権限を有する税関職員に提出し、著作権、商標権、特許権、意匠権および地理的表示を含む知的財産権侵害疑義品の引渡しの保留を要請する¹⁹。

申請書を受領した後、税関長は申請書の申告内容を検証する。追加の検証が必要な場合、副税関長または税関長補佐が、権利者またはその授權代理人に 15 日以内（合理的な理由がある場合は延長可能）に当該情報の提出を要請することがある²⁰。

税関長は、申請の登録または拒否（適宜）について、申請の受領日²¹または規則 3(4)に規定の延長期間の満了日から 30 営業日以内に権利者に通知するか、すべての文書が整っている場合は、UPRN を発行し、権利者の登録電子メールアドレスに連絡する。

税関長は、税関登録の効力（通常、最低 1 年から 5 年）について権利者に連絡し²²、税関登録の詳細について速達または電子的方法ですべての税関に通知する²³。

¹⁹ 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則 3

²⁰ 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則 3(4)

²¹ 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則 4(1)

²² 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則 4(2)

²³ 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則 4(3)

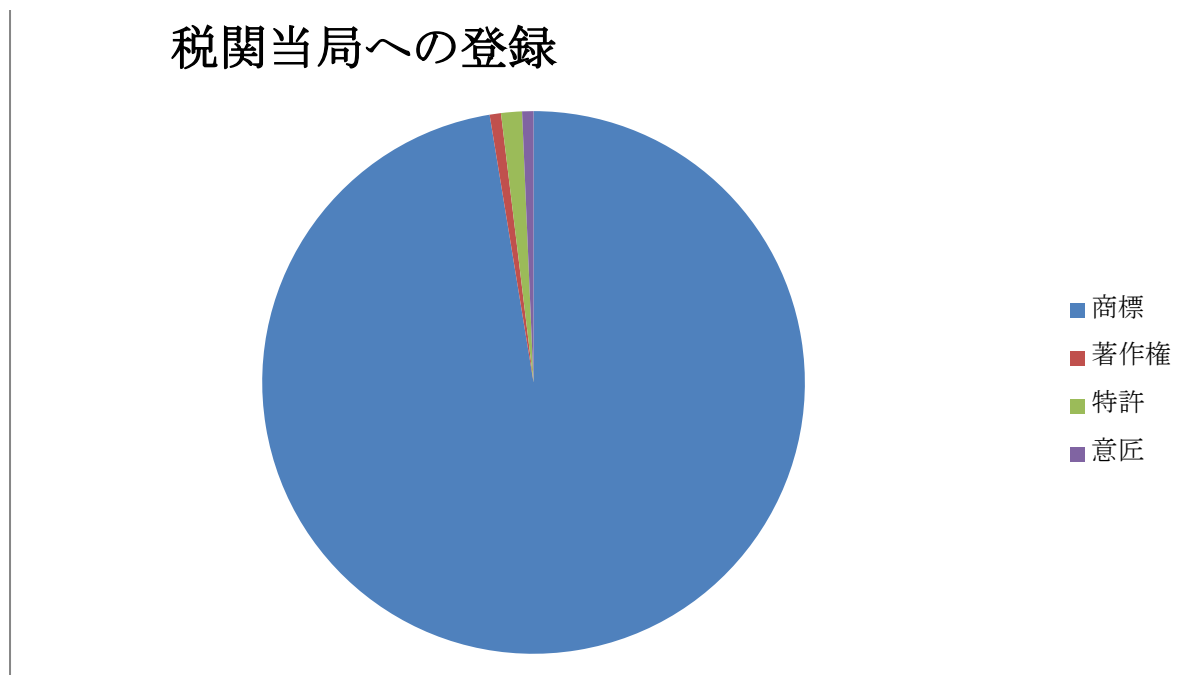
税関長が通知を登録しなかった場合、自然的正義の原則が適用される。

税関登録の更新

税関登録は最大 5 年まで有効である。税関登録の更新をする場合、権利者は、証拠文書および保証証書とともに、新規の申請書を提出しなければならない。

第4章 税関知財権差止に関する税関の実績／インド法

知的財産権（輸入品）施行規則が 2007 年に通達されて以来、複数の権利者が税関に知的財産権を登録している。税関から提供された登録データは以下の通りである。



さらに、税関が 2007 年税関規則の施行以降に行った知的財産権侵害品の差止に関して、情報権法（RTI:Right To Information）に基づく申請に対するムンバイ税関の回答は以下の通りとなっている。

項目	2007 ～ 2011	2011～2012	2012～2013	2013 ～ 2014
1 知的財産権侵害品の差止点数	無	1,885	2,100	無
2 商品分類別の知的財産権侵害品差止点数（例：電子機器、医薬品、衣服等）	無	時計 1,885 点	靴 2,100 足	無
3 差止知的財産権侵害品の合計価額	無	12 万 8,510 IN ルピー	11 万 5,961 IN ルピー	無
4 商標権、特許権、著作権等の各知的財産権別の差止品数	無	商標権侵害 1,885 点	商標権侵害 2,100 点	無

本データ以外の差止に関するデータは提供されておらず、各税関に問い合わせたところ、税関当局が知的財産権の差止に関する統計データベースを保持していないことがわかった。

税関差止に関する報道

2009年6月に、チェンナイ税関（港湾）職員が²⁴、BoschのMICO商標が付された自動車のスパーク・プラグを差し止めた。興味深いことに、模倣品は中国の蛇口港からのものであったが、「インド製」のタグが付されてあった。1カ月後の2009年7月、NOKIAの商標、ホログラム、ステッカーが付されたバッテリー18万7,000個、GARNIER、OLAY、REVLONおよびL'OREALの商標が付さ

²⁴<http://lite.epaper.timesofindia.com/getpage.aspx?articles=yes&pageid=11&max=true&articleid=Ar01102§id=6&edid=&edlabel=TOIPU&mydateHid=24-10-2009&pubname=Times+of+India+-+Pune+-+Times+Nation&title=China-made+fake+baby+care+products+seized&edname=&publabel=TOI>（最終アクセス日：2014年12月18日）

れたフェイスパック、リップスティック、ヘアジェル等の化粧品12万6,000個等、約28種類の様々な商品が入った40フィートのコンテナが差し止められた。職権による措置により、税関職員が商品の引渡しを保留し、輸入者が75日経過しても現れなかったため、コンテナを開梱し、模倣品を発見した。ブランド所有者は商品が模倣品である旨を確認した。また、記事によると、REVLONおよびGARNIERのブランド名が付された中国製の模倣化粧品にも、インド製のラベルが付されていたことがわかった²⁵。

2009年10月の別の報道によると、税関は、中国、マレーシア、タイおよびベトナムからの粗悪・偽ブランド食品1,500万INルピー相当を没収している。

また、2009年10月24日のThe Times of Indiaの報道によると²⁶、チェンナイ税関（港湾）は、JOHNSON and JOHNSON、PROCTER AND GAMBLE および GERVENNE 等の有名商標が付された200万INルピー相当の偽造ベビー・ケア商品およびハーバル・シャンプーが入った貨物を差し止めた²⁷。2011年5月29日のThe Mumbai Mirrorの記事でも、ムンバイの関税局が、ムンバイのチャトラパティ・シヴァージー国際空港で衣服貨物2個を没収し、BEING HUMAN、ARMANI、VERSACE および GABBANA の商標が付された模倣品Tシャツの密輸を企てた2名を逮捕したと報道された²⁸。

2012年2月10日、チェンナイ税関（港湾）職員が摘発を実施し、黄浦江からの模倣品積載貨物に入っていた3,000万INルピー相当の偽造品・模倣品（Nokiaのバッテリー1万6,318個、Nikeの靴2,970足およびNokiaのプラスチック携帯ケース2万2,750ダース）を差し止めた²⁹。NokiaおよびNikeの現地代理人は、商品を調査し、偽造品であると申告した。同様に、2012年9月、インディラ・ガンディー国際（IGI）空港の税関職員が、5名のアフガニスタン人からおよそ200万INルピー相当のたばこを差し止め、「Mond」ブランドのたばこ984箱（19万6,800本）を回収した³⁰。また、自社製品の模倣品を防ぐため、多数の企業が一丸となってインド税関当局に協力していたことも明らかになった。産業団体の推計によると、インドの模倣品市場は4,500億INルピー相当で、このうち10～30%がインドの化粧品、トイレタリー製品、加工食品関係である。したがって、この模倣品により消費財企業はおよそ25%の商品の市場シェアを失っていることになる。

Economics Timesの報道によると、関税局はインドの輸入者3名が中国から輸入したDELLブランドのノートパソコン500台を没収した。Dell Indiaは、自社の知的財産権が侵害されていると主張して、輸入に異議を申し立てていた。関税局は、当該ノートパソコンは真正品で当該輸入は法で禁

²⁵ <http://www.newindianexpress.com/cities/chennai/article95776.ece>（最終アクセス日：2014年12月18日）

²⁶ <http://timesofindia.indiatimes.com/city/chennai/Chinese-made-fake-baby-care-products-seized/articleshow/5154703.cms>（最終アクセス日：2014年12月18日）

²⁷ <http://lite.epaper.timesofindia.com/getpage.aspx?articles=yes&pageid=11&max=true&articleid=Ar01102§id=6&edid=&edlabel=TOIPU&mydateHid=24-10-2009&pubname=Times+of+India+-+Pune+-+Times+Nation&title=China-made+fake+baby+care+products+seized&edname=&publabel=TOI>（最終アクセス日：2014年12月18日）

²⁸ <http://timesofindia.indiatimes.com/entertainment/hindi/bollywood/news/Salmans-brand-is-in-smugglers-hit-list/articleshow/8634606.cms>（最終アクセス日：2014年12月18日）

²⁹ <http://www.newindianexpress.com/cities/chennai/article95776.ece>（最終アクセス日：2014年12月18日）

³⁰ http://zeenews.india.com/news/delhi/rs-20-lakh-worth-foreign-brand-cigarettes-seized-at-igi_802495.html（最終アクセス日：2014年12月18日）

止されているものではないと判断したが、Dell Indiaは、当該ノートパソコンの輸入が自社の知的財産権の侵害となる旨強調した。関税局は、Dellが意図的にこのような主張をしたために出荷が2カ月保留され、輸入者が多大な財務損失を被ったと述べ、Dell Indiaに対し、3名の輸入者への賠償金、滞船料および倉庫保管料を支払うよう指示した³¹。

税関職員および控訴裁判所の判断

税関職員は準司法当局であり、脱税または脱税未遂に対する法的義務、罰金、反則金等については、嫌疑の要旨および根拠等に対して検討している処置の正式通知書（理由開示通知書）を関係者に交付し、反論や直接聴聞の機会を与えることによって判断する。

関税局の判断に不服がある関係者は、当該命令に不服申し立てをする権利が与えられている。まず税関長（不服申立）に申立を行い、その後に独立した審判所である関税・物品税・サービス税審判委員会（CESTAT）に申立をする。ただし、税関長が、当該判断・命令を下している場合には、最初からCESTATに不服申立を行う。CESTATは、1962年関税法および1944年中央物品税法（随時改正）に基づいて下された命令および決定に対する不服申立を審理するための独立した審判所として設立された。

CESTATの命令は、法律問題については、高等裁判所への付託とみなされることがあり、分類または価値判断に関係する特定の種類の決定については、最高裁判所に上告することもできる。インドの裁判所は、様々な事件において、税関が適用した差止および判断手順を支持している。

(a) Louis Vuitton Malletier 対 Abdul Salim 他 CS(OS) 第 90/2006 号

権利者（Louis Vuitton）は、ハンドバッグ、財布、スーツケース、履物等の製品についての標章／ロゴ／モノグラムの登録商標を有していた。被疑侵害者は、権利者の登録商標／ロゴ／モノグラムを付したハンドバッグ、財布、スーツケースその他同様の製品の販売を開始した。

被疑侵害者が権利者の登録商標／ロゴ／モノグラムを付した模倣品を輸入したときに、訴訟理由が生じた。

ムンバイ副税関長が、権利者のブランドを含む様々な有名ブランドの模倣品が入っている疑いのあるコンテナを通関停止し、権利者は、通関停止および検査についての通知をムンバイ税関から受け取った。検査により、当該コンテナには権利者の有名商標／ロゴ／モノグラムを付した模倣品もあったことがわかった。

本件の差止時には、2007年知的財産権（輸入品）施行規則が通知されていなかったため、権利者は、輸入者／被疑侵害者をデリー高裁に直接提訴して権利を行使することを選択した。裁判所は、輸入者／被疑侵害者が、権利者の有名かつ国際的名声のある商標を付した模倣品を不法に輸入したと認めた。

被告が裁判所に一度も出廷しなかったため、一方的（ex parte）手続きが行われた。裁判所

³¹<http://spicyip.com/2012/04/spicyip-tidbit-customs-department.html>（最終アクセス日：2014年12月18日）

は、最終的に、輸入者／被疑侵害者に対して商品の不法輸入を禁じる終局的差止命令を下した。しかし、被疑侵害者による模倣ビジネスが継続していた期間を権利者が証明することができなかったため、権利者には、名目的損害賠償および訴訟費用の支払いのみが認められた。

また、裁判所は、ムンバイ税関に対し、廃棄のため差止品を権利者に引き渡すよう命令した。

(b) Om Enterprises 対 ムンバイ税関長（輸入） 第 C/972/2009 号上告における最終命令 第 A/252/2010-WZB/C-IV/SMB 号

被疑侵害者が、「携帯電話 E-51 (NOKIA) 単一 SIM (アクセサリなし)」の中国製模倣品 850 台の通関のために税関申告書を提出した。当該積送品の香港からの到着を受けて、ムンバイ税関職員は、商品を検査し、それらがポリエチレン・パッケージに詰められていることに気付いた。また、検査中に、原産国を中国と申告しているにもかかわらず、商品に「フィンランド製」と表示されていること、携帯電話に Nokia Ltd. (権利者) の虚偽の商号が使われていることも発見した。税関職員が、機器の識別 (IMEI) 番号を照合した権利者に連絡をし、当該商品が真正品であるかどうかを確認したところ、侵害疑義物品の IMEI 番号は権利者が発行したものではないことがわかった。

ムンバイ税関は、当該「携帯電話 E-51 (NOKIA) 単一 SIM (アクセサリなし)」850 台を模倣品と判断し、押収した。ムンバイ税関長 (輸入) は押収を支持し、被疑侵害者に 35 万 IN ルピーの罰金を科した。

被疑侵害者は、当該命令を不服として、CESTAT に申立を行った。CESTAT は、両当事者を直接聴聞した後、原産地の表記が誤っていたこと、ならびに虚偽の商品名および IMEI 番号が付されていたことから、当該商品は模倣品であるという理由でムンバイ税関長の命令を支持した。ただし、罰金は 7 万 IN ルピーに減額された。

(c) Adidas Ag 他 対 Green Line Polymer Private Limited 2011 Indlaw DEL 470

権利者 (Adidas Ag) は、ドイツ法のもとに登録されている法人であり、世界各地でスポーツウェア、靴、服飾および付属品の製造、販売および頒布に従事している。権利者は、1999 年商標法のもとに登録されている、商標「アディダス」ならびに「3 本ストライプ」、「三つ葉」および「3 本線」ロゴの所有者である。

ニューデリーのトゥグラカバード税関長は職権により、種々の商標権を侵害している履物が入っている中国からのコンテナの通関を停止した。その後、税関長は、当該通関停止につき権利者に通知した。権利者は、税関長から連絡を受けると税関に出向き、訴訟手続きおよび模倣品の押収に加わるための適切な申立を行った。

次席税関長 (Additional Commissioner of Customs) は、侵害疑義物品の調査を行った上で、当該商品が権利を侵害していると判断し、よって、模倣靴の押収および廃棄を命令した。また、関税規則に従い、権利者には廃棄費用の負担が命じられた。権利者が被疑侵害者の活動についてさらに調査を行った結果、被疑侵害者が製造し権利者の商標を付した模倣品が、インド市場で容易に手に入ることがわかった。

前記に照らし、権利者は、自己の登録商標の詐称通用および侵害を理由に、被疑侵害者に対

する終局的差止命令を求めてデリー高裁に訴訟を提起した。裁判所は、侵害者に対し、侵害商標「abibas」、「addiox」または権利者の商標に欺瞞的に類似したあらゆる商標もしくはロゴを付けた商品のマーケティング、販売およびあらゆる方法での取扱いを禁止する命令を下した。侵害者には、一度解放されたがその後税関に押収されたすべての商品を保管すること、また、かかる商品を廃棄のために権利者に引き渡すことも命じられた。

(d) CISCO Technologies 対 Shrikanth 2005 (31) PTC 538 (Del)

権利者（CISCO）は、鉄道、航空交通管制機関、病院等のネットワーク・インフラに使用されるハードウェア部品であるルータおよびスイッチ等の製品を製造している。また、1984年から当該製品を販売しており、登録商標「CISCO」および「Bridge Device」の所有者である。権利者は、被告が原告のものと同一の製品に「CISCO SYSTEMS」を付して販売していることを知った。

前記に照らし、権利者は、これらの侵害疑義商品の輸入が止められなければ、巨額の損失および損害を被る恐れがあることを理由に、デリー高裁に侵害訴訟を提起した。

さらに、原告は、製品の誤作動または欠陥によるネットワーク接続の喪失により、巨額の損失が生じる恐れがあること、また、被告が権利者の製品および商号を同一の条件で複製していることを主張した。

それに応じて、裁判所は、被告、その従業員、使用人、代理人、パートナー／経営者または被告の権限の下で行動する者に対し、「CISCO」の商標を付したおよび／または「Bridge Device」もしくは欺瞞的に類似するその他の商標／標章等を使用したコンピュータまたは電気／電子機器に関連するハードウェア部品のマーケティング、販売、販売の申し出、輸入、製造またはあらゆる方法での取扱いを禁止するよう命じた。

また、すべての法定機関および政府機関には、インド国内でいかなるものによっても法律が犯されないようにする責任がある、ということも判示された。登録商標から利益を得る者のために、1999年商標法第140条は、商品の輸入が商標法第29(vi)(c)号に違反する場合、関税徴収官は当該輸入を禁止することができるかと規定している。

これに従い、裁判所は、関税徴収官に対し、商標「CISCO」および／または「Bridge Device」を付したルータ、スイッチおよびカードに関する積送品で、原告のものでないものはすべて、その輸入を一切許可してはならない旨を全港湾へ通知するよう指示した。

(e) Patel Auto Services 対 コルカタ税関（空港）税関長 上告番号第 48/10 号（2009 年 11 月 27 日）

被疑侵害者が BMW の特定部品および BOSCH のワイパー1本を輸入し、税関職員によって差し止められた。裁定当局は、BMW の商標を付した商品が知的財産権法に基づく保護の範囲に含まれず、知的財産権法および規則を侵害していたのは6ドルの BOSCH のワイパー1本だけであると判示した。また、商品評価額が低く見積もられていたとも判示されたため、商品評価額を1万8,218INルピーから2万2,773INルピーに増額した。

侵害者が当該命令に対する不服申立を行った結果、商品評価額の増額が破棄され、取り戻し金および罰金が、それぞれ 1 万 IN ルピーおよび 7,000IN ルピーに定められた。

侵害者は、税関長（不服申立）の命令を不服としてコルカタの CESTAT に申立を行い、取り戻し金および罰金が本質的に過剰であること、当該商品は個人使用目的であって、2007 年知的財産権（輸入品）施行規則に違反しないことを主張した。

CESTAT は税関長（不服申立）の命令を変更したが、取り戻し金を 300IN ルピーに、罰金を 100IN ルピーに減額しただけであった。

(f) K.S. Diesel Ltd. 対 ボンベイ関税徴収官 1983 (14) ELT 1845 (CEGAT)

本件では、K.S. Diesels Ltd.（審判請求人）が、1962 年関税法第 59 条に基づき保証証書を提出した後、機械部品の 3 つの積送品を保税倉庫に預けた。そのうちの 1 つは保証番号が B204/3-5-76 で、保管期間が 3 年と表示されていた。他の 2 つの積送品は、保証番号が B316/6-5-80 および 510/24-5-80 となっており、保管期間が 1 年と表示されていた。その後、審判請求人がそれぞれの保管期間の延長を要請した。多少のやりとりと、1982 年 7 月 16 日にボンベイ関税徴収官の直接聴聞が行われた後、審判請求人には、1982 年 8 月末までに全関税の 50%を納入し、同年 12 月末までに積送品を最終的に通関する、段階的な通関という選択権が与えられた。審判請求人は、1982 年 10 月 20 日付の書簡を税関に再度提出し、当該期限までに（合意した 140 万 IN ルピーに対して）60 万 IN ルピーしか納めることができないため、今後の通関のために、1982 年 12 月まで延長してほしいと述べた。

関税徴収官は、審判請求人に対して、審判請求人が商品を分割して通関するという合意を守っていなかったことは明らかであるという命令を下した。

上記の命令に対して、審判請求人は、1983 年 2 月 28 日付で CESTAT に不服を申し立てた。また、同日付で執行停止申立書を提出して、税関当局が支払期日の到来している関税を回収するために商品を売却するのではないかと懸念を表明し、関税請求の停止と、保税倉庫にある商品を処分しないよう関税徴収官に指示することを要請した。

上記の関税徴収官の命令について、地方法廷（Regional Bench）の委員 2 名の間に意見の相違があった。技術委員は、関税徴収官が 1982 年 9 月 24 日付の命令において 1962 年関税法第 72 条(1)項に関する関税の回収を命じたが、同条第(2)項に関する命令はなかったと判示した。また、地方法廷が、弁護士による口頭での意見陳述で初めて当該命令について知らされたとも判示した。上記の第(2)項に関する命令が下部機関によるものである場合、当該決定または命令に対する不服申立は、CESTAT が扱うものではないため、その場合は裁判所が急いで結論を出すことは不適切であろう。

他方、法務委員は、関税徴収官の命令について、1962 年関税法第 72 条に関して出された督促状を実施する指令が既に出されていたと判示した。したがって、これは、不服申立の期間までは現状が維持されるよう、関税徴収官命令の実施停止を求める顕著な事例であると判断した。

本件は、1962 年関税法第 129C 条(5)項に基づき、委員長によって CESTAT に委ねられた。同項では、「審判委員の意見が何らかの点で異なる場合、かかる点は、過半数に達していれば多数派の意見に従って決定されるものとするが、委員の意見が同数で分かれているときは、意見の相違点を述べ、委員長（かかる点を自ら審理するか、当該事件を CESTAT の他の 1 人または複数の委員によるかかる点の審理に差し向ける）に付託し、かかる点は、当該事件の審理を行った審判委員（最初に審理を行った委員を含む）の過半数の意見に従って決定されるべきである」と定められている。

この不服申立において生じた 2 つの法律上の問題点は以下の通りであった。

- (i) 下部機関のものとは異なる関税徴収官の有効な命令で、停止申立を正当化するための訴訟原因となりえる命令があったか否か、および、
- (ii) CESTAT がかかる申立を考慮し、停止を許可することができたか否か。

CESTAT は、本件の事実を分析した後、関税徴収官の命令に対する不服申立を CESTAT で扱うか否かという問題について、関税徴収官が 1962 年関税法第 2(1)項に定められた裁定機関としての務めを果たしているため、当該決定または命令についての不服申立は、1962 年関税法第 129 A(1)(a)号に関して、CESTAT で扱われるべきであると判示した。

税関職員は、特許権、意匠権および地理的表示等のより複雑な知的財産権の違反について裁決する権限を有するということが、様々な事件で判示されている。

(g) Ami International 対 税関長 2009 (165) ECR 80

本件において、被疑侵害者（Ami International）は、原本でなく、コピーした書籍、すなわち書籍全体をコピーして製本したものを輸出していた。通常の税関検査により、書籍が原本でなくコピーであることが発見された。被疑侵害者は、輸出している書籍の著作権の詳細を提出するよう求められた。これらの書籍のコピーを許可する著作権者からの許可証の提示も求められた。被疑侵害者は、著作権者の詳細も当該書籍のコピーを認める著作権者の許可証も提示しなかったが、疑義への回答において、エチオピア政府、教育省から様々な書籍をコピーするよう申し出を受けており、これらの書籍は、教育目的でエチオピアのバハルダール大学で使用されると述べた。

関税局は、さらなる調査で、当該書籍の著作権者が Prentice Hall of India Pvt. Ltd.であることを突き止め、その後同社にかかる差止を通知した。著作権者は、当該書籍を輸出する権利があるのは同社のみで、他の輸出者は、その行為に対する責任を負うことになることと税関職員に通知し、書籍の押収と輸出不許可を要請した。これを受け、税関は、商品の押収および被疑侵害者に対する 50 万 IN ルピーの罰金に関する理由開示通知を交付した。

侵害者は、税関長（輸出）の命令に対して不服申立を行い、1962 年関税法第 113(d)項の行使は、1962 年関税法第 11(1)項に基づき事前通知書が交付されているときに限り可能であること、また、税関長には著作権の有効性を評価する権限がないこと、著作物の有効性は、1957 年著作権法に基づく保護を主張する前に証明されていなければならないことを主張した。

CESTAT はその命令の中で、著作権法における管轄当局により商品の真正性についての判断がされるまで、税関職員が商品を留置すべきであったと判示した。また、税関では提起されなかった多くの問題が不服申立の段階で提起されたため、CESTAT が税関長の裁決なしで結論に達することは不可能であったと判示され、新規の決定を求めて税関長に差し戻された。税関長は、著作権法における所管当局からの判断を待って、被疑侵害者への聴聞を行った後に、それに応じて命令を出す。

上記に照らし、税関長の前命令は破棄された。

(h) Kingtech Electronics (India) Pvt. Ltd. 他 対 Union of India W.P.(C) 6878/2011 [Kingtech 事件]

本件において、Ericsson（権利者）は、特許権を通知する申請書を税関長に提出し、自社の知的財産権を税関当局に登録した。Kingtech（被疑侵害者）は、携帯電話機器の積送品を輸入したが、権利者の特許権を侵害している疑いがあるとして通関されなかった。

当該商品が差し止められた時点で通知を受けた権利者は、商品が解放されないよう求める申立書を提出した。副税関長は、権利者が 2007 年知的財産権（輸入品）施行規則に従って知的財産権に登録していること、また、保留されている商品が事実上権利を侵害していることから、2007 年知的財産権（輸入品）施行規則の規則 7(1)(a)によって商品が差し止められたと主張する命令を下した。しかし、副税関長は商品が侵害品であるとする理由を示さなかった。

上記に照らし、デリー高等裁判所に訴訟が提起された。デリー高裁単独裁判官に対し、商品の通関保留に異議が唱えられ、副税関長が命令を下すことに専念していなかったと判示された。また、裁判所は以下のように判示した。すなわち、規則第 7 条を精読すると、輸入商品が知的財産権を侵害している商品であると信じる理由がある場合に限り、副税関長は命令を下すことができることがわかり、被疑命令では、問題の商品が権利者の特許を侵害していると税関長が「信じる理由」の根拠が明らかにされていない。さらに、税関長は特許権侵害の疑義または有効性について判断する権力／権限を持っていないと判示された。かかる権限は民事裁判所のみで帰属し、税関によって通知もされているため、裁判所の判示では、特許権、意匠権および地理的表示の侵害に関しては、インドの司法判決によって法律違反であることが立証されない限り、税関はそれに反する措置を講じることができないとされた。

また、CS (OS)第 2982/2011 号では、特許権、意匠権および地理的表示の違反について、税関は民事裁判所の命令を実施する機関に過ぎず、知的財産権に関して一当事者に利益となる命令が下された場合に、前記を実施する権利が税関に与えられると判示された。

上記に照らし、積送品を解放する命令が発せられた。権利者には 10 日間が与えられ、侵害疑義商品が権利者の特許権を侵害しているという宣言を民事裁判所に対して求めることが認められた。

(i) Telefonaktiebolaget LM Ericsson Torshamnsgatan, 23 Kista 対 Union of India 他 194 (2012) DLT 248

本件は、Kingtech Electronics 対 Union of India からの命令に対する不服申立である。こ

ここでは、権利者が単独裁判官の命令を不服として、デリー高裁合議審に訴訟を提起した。

争点は、2007年知的財産権（輸入品）施行規則の規則7(1)(a)の有効性および／または解釈に関するものであった。

権利者は、特定の特許の登録名義人であり、税関にもかかる特許の登録をしている。税関職員が、権利者の知的財産権を侵害している疑いがある特定の商品を差し止め、権利者に通知した。しかし、税関職員が差止命令を出し、差止商品が侵害品であるか否かを決定する前に、輸入者は、インド憲法第226条に基づいて令状請願を提出し、税関職員による差止に異議を唱えた。輸入者は、2007年知的財産権（輸入品）施行規則が恣意的であり権限を超えているという主張も行った。この主張に基づき、単独裁判官は積送品の解放を命じた。

単独裁判官のこの命令について権利者が異議を申し立てたため、本件は同高裁の合議審で審理された。

本件において、合議審は、被疑商品が侵害品であると「信じる理由」の根拠を副税関長は開示すべきだとして、単独裁判官の命令を支持した。他方で、裁判所は、2007年知的財産権（輸入品）施行規則に従って、輸入品が「知的財産権」を侵害している疑いがあると「信じる理由」を記録として提出するよう税関長に求めた。

また、裁判所は、同規則7(4)の解釈に基づく所見を以下の通り要約した。

- (a)特許権、意匠権および地理的表示の侵害が発生した場合、侵害の判断は、税関職員にとって容易ではない場合がある。
- (b)裁判所による侵害判決が既に存在する場合、税関は当該判決を執行することが求められる。このような状況で、問題が起こる可能性は低い。
- (c)しかし、かかる判決がない場合、主務官庁は、細心の注意を払うよう勧告される。

事件が非常に複雑で、侵害の有無の判断が難しいと所管当局が判断した場合、当該当局は、当事者を民事裁判に委ねる裁量権を有するという判断も下された。よって、不服申立は費用が発生することなく処理された。

(j) LG Electronics India 対 Bharat Bhogilal Patel 2012 (51) PTC 513 (Del)

LG Electronics はインド領域内に製品を輸入しており、被告は、LG 製品により特許権を侵害されたと主張して、LG に対する不服申立を行った。被告は、LG および様々な他の輸入者が、レーザー・マーキングおよびエンレービング方法を使用した製品を輸入しているが、これらが被告の特許権を侵害していると主張した。この申立を考慮して、税関職員が LG 製品の通関を停止した。

LG は、税関職員による決定が 1970 年特許法に違反しており、遡及して無効であるとして、税関職員の命令に異議を申し立てた。

LG は、発明が新規性に欠け、当業者にとって自明であることを根拠に、被告の特許の取消を求める申立をデリー高裁に提起した。

デリー高裁は、国際的制度である TRIPS 協定の求めによって司法当局の役割が税関規則に導入されるまでは、それが自発的であれ権利者の訴えに基づくものであれ、税関は、特許権侵害を判断することも商品の留置手続きを進めることもできないと判示した。

また、税関は特許権侵害を判断する権限を持たないため、被告特許の有効性に異議が申し立てられたという情報を得た時点で、本件を高等裁判所へ移送すべきであったと判示した。税関規則には、特許の有効性等の複雑な知的財産権問題を判断するための詳細な手順が規定されておらず、民事裁判所が独占的に管轄している。

結果として、被告が特許権侵害訴訟を提起し、民事裁判所が商品の留置を指示するまで、税関は、LG 製品の差止を禁止された。

(k) S. Ram Kumar 対 Union of India 他 W.P. 第 9934 号、第 9935 号

権利者は、電子技術を生業とする。複数の加入者識別モジュール (SIM)、複数のBluetooth ウース (Bluetooth) 技術を発明し、回線交換技術を使って当該技術を実用化したものに対する特許を出願し、同時に機能する複数の SIM カードおよび複数の Bluetooth 機器を含む 8 件の技術について特許を取得した。権利者には固有恒久登録番号 (UPRN) が付与され、インド全域の税関当局が侵害品の入国を阻止し、差止が行われた場合は、チェンナイの税関総監によって通知されることが保証されている。

権利者は、UPRN を付与されていることにより、自身が特許権者として完全な保護を受けること、および税関当局が侵害品の輸入を阻止し、権利者の同意 (すなわち、NOC) を得たデュアル SIM に限り輸入を許可することを徹底する義務を負うことを税関当局に申し立てた。

税関職員は、被疑侵害者が輸入した特定のデュアル SIM 電話を差し止めた。被疑侵害者は、自社製品が権利者の特許権を侵害していないことを税関長に主張し、差止品の解放を求めた。

権利者は、マドラス高裁に請願書を提出し、インド連邦 (Union of India)、税関総監、チェンナイ税関長 (空港) およびチェンナイ税関長 (港湾) に対し、入国時点で 2 つの SIM カード (デュアル SIM) を用いた技術を備えた携帯電話にアクセスし、不正輸入を発見して権利者の特許権の侵害を防ぐために、あらゆる適切な措置を講じるよう命令する職務執行令状の発行を求めた。権利者は、被疑侵害者が真正品の存在について関税当局に誤った申告を行ったにも関わらず、被疑命令により、商品の解放を命じたことについて裁判所に苦情を申し立てた。

高裁は、地域管轄権に関する限り、権利者がチェンナイ 27 にあるチェンナイ空港および空港貨物の税関に特許を登録しているとしても、命令がニューデリーおよびムンバイで出されているため、権利者は当該命令について当裁判所 (マドラス高裁) に異議を申し立てることはできず、ボンベイおよびデリー高裁にのみ請願書を提出することができると判示した。

裁判所は、さらに、1962 年関税法で規定される税関長への不服申立の代替的救済手段は、

有用であるだけでなく有効でもあり、本件では制定法の解釈の必要がなく、被疑命令を出した当局の管轄権も疑問視されていないことから、権利者は令状管轄権内の高等裁判所に申し立てる前に、まず代替救済手段を使い果たすべきだと判示し、本件は棄却された。

インドの裁判所は、並行輸入は侵害品として扱うべきでなく、税関で差し止めることはできないと判示している。

(I) Kapil Wadhwa 他 対 Samsung Co. Ltd 他 デリー高裁 194 (2012) DLT 23

本件において、Samsung（権利者）は、ライセンスを受けることなく「Samsung」ブランドのプリンターを海外の市場から輸入し、インドで販売しているとして、Kapil Wadhwa（被疑侵害者）に対して侵害訴訟を提起した。権利者は、インドの消費者が、正規の Samsung プリンターより低い価格で正規プリンターを購入していると誤解することになると主張した。

本件で生じた問題は、商標権者が登録商標を付した商品を発売する場合、1999 年商標法は国際消尽理論または国内消尽理論を具体化するかというものであった。

当初、デリー高裁単独審は、1999 年商標法は国内消尽理論を具体化し、結果として、最初の販売が行われた管轄区域外で製品を販売する場合、権利者が製品の販売を制御することができるという立場をとった。

しかし、デリー高裁合議審はこの命令を破棄し、権利消尽の原則は国際的に当てはまり、インドは国際消尽理論に従っているため並行輸入（権利者の許可なく、変更されていない状態で輸入・販売される真正品）は権利を侵害しておらず、税関が止めることはできないと述べた。裁判所は、商標法の第 29 条および 30 条を解釈し、同法第 30(3)項で意図される「市場」という用語は、「国際市場」とであると判断した。

裁判所は、インドが長年国際消尽に好意的な立場をとっていること、さらなる商品販売を管理する権利の国際消尽理論を認めることが立法趣旨であったことは非常に明白であることも強調した。端的に言えば、商品に真正商標が付され、商標の所有者によりまたはその同意を得て、世界のいずれかの場所で販売された場合、その製品の後続の取引を管理する権利者の権利は、世界中のどこであっても消尽するというものである。

権利者は、インドに輸入されていたプリンターのアフターサービスを提供する用意はなく、そのことは権利者の名声を損なうであろうと主張した。しかし、輸入が「現状有姿で」行われ、製品が輸入したものであることおよびアフターサービス情報を輸入者が明確に強調する場合、侵害にはあたらないと判示された。

当初、税関職員は、権利者が認めていない輸入者を通してインドに輸入された場合、真正品であっても差し止めていた。この点に照らし税関は、2012 年 5 月 8 日付の 2012 年通達第 13 号において、合法的に取得した真正品の輸入は侵害にあたらないこと、および権利者は自己の製品の販売について、国内であれ海外であれ、製品のその後の再販を管理することはできないということを明確にした。

(m) Titan Company Ltd. 対 CC, Kochi (2014年4月9日)

権利者 (Titan Company Ltd.) は、押収された商品の処理について税関当局に異議を申し立てた。

税関長補佐は書簡で押収品の競売を命じたが、当該押収品は並行輸入品であることがわかり、2012年5月8日付 CBEC 通達第 13/12 号 (税関) に従って差し止めることはできないという理由で、当該所管に対する不服申立が CESTAT に提出された。

CESTAT は、1962 年関税法第 129 A 条および第 2(1)項の規定を併せて解釈し、税関長が裁定機関として下した命令または決定は、CESTAT においてのみ争うことができるということが明らかになった。

CESTAT は、政府が押収された商品の所有者となるため、税関は、関税法の規定に従って当該商品を競売にかけることができると判示した。さらに、CESTAT は、特別税関長が権利者に対し、並行輸入が許可されているため 2007 年知的財産権 (輸入品) 施行規則の侵害にあたらないことを通知しており、税関は電子競売手続きを進めることができると判示した。

添付書類付属書 A : 海空港一覽
海港

番号	税関（海港）
1.	AURANGABAD
2.	BEDI JAMNAGAR
3.	BELEKERI
4.	BHAVNAGAR
5.	CHENNAI
6.	CHETTIPALAYAM
7.	COCHIN
8.	COIMBATORE
9.	CUDDALORE
10.	DAHEJ
11.	ENNORE
12.	GANGAVARAM
13.	GOA
14.	GURGAON PATLI
15.	IRUGUR
16.	JAFRABAD
17.	JAIGAD
18.	KAKINADA
19.	KANDLA
20.	KARAIKAL
21.	KATTUPALLI
22.	KOLKATA
23.	KOTTAYAM
24.	KRISHNAPATNAM
25.	MAGDALLA
26.	MANGALORE
27.	MULDWARKA
28.	MUMBAI
29.	MUNDRA
30.	NAGAPATTINAM
31.	NAVLAKHI
32.	PARADEEP
33.	PIPAVAV (VICTOR)

34.	PONDICHERRY
35.	PORBANDAR
36.	RANPAR
37.	SHOLINGUR
38.	SIKKA
39.	SURAT
40.	TIHAR
41.	TIRPUR
42.	TUTICORIN
43.	VADINAR

空港

番号	税関（空港）
1.	AHMEDABAD
2.	AMRITSAR
3.	BABARPUR
4.	BANGALORE
5.	BHAVNAGAR
6.	CHENNAI
7.	COCHIN
8.	COIMBATORE
9.	DELHI
10.	GOA
11.	HYDERABAD
12.	JAIPUR
13.	KOLKATA
14.	KOHZIKODE
15.	MUMBAI
16.	TRIVENDRUM
17.	VISAKHAPATNAM

陸揚げ港：内陸コンテナ・デポ (ICD)、陸上税関出張所 (LCS) および税関貨物ステーション (CFS)

A. 内陸コンテナ・デポ (ICD)

番号	ICD
1.	AGRA
2.	AHMEDABAD
3.	ANKLESHAWAR
4.	ARAKKONAM
5.	BALLABHGARH
6.	BANGALORE
7.	BHUSAWAL
8.	CHAKERI KANPUR
9.	CHEHTRA
10.	CHINCHWAD
11.	DADRI
12.	DELHI TKD
13.	DELHI PPG
14.	FARIDABAD
15.	GURGAON
16.	HYDERABAD
17.	IRUNGATTUKOTTAI
18.	JALANDHAR
19.	JODHPUR
20.	KANPUR
21.	KARUR
22.	KOTA
23.	LONI
24.	LUDHIANA
25.	MALIWADA AURANGABAD
26.	MANDIDEEP
27.	MARRIPALAM GUNTUR
28.	MULUND
29.	JAIPUR
30.	NAGPUR
31.	NASHIK
32.	NASIK
33.	PAKWARA (MORADABAD)
34.	PITHAMPUR
35.	PUNE DIGHI
36.	PUNE PIMPRI
37.	PUNE TALEGOAN
38.	RAIPUR
39.	REWARI

40.	SINGANALLUR
41.	THUDIALUR
42.	TONDIARPET ICD
43.	REXUAL ROAD
44.	VADODARA DASHIRATH
45.	VALVADA
46.	VEERAPPANDI
47.	WALUJ (AURANGABAD)

B. 陸上税関出張所 (LCS)

番号	LCS
1.	PETRAPOLE LCS

C. 税関貨物ステーション (CFS)

番号	CFS
1.	DADRI ACPL
2.	DADRI CGML
3.	DADRI STTPL
4.	DADRI TTPL

付属書 B : 申告書の提出に関する指針

申告用紙

(1988 年関税評価規則の規則 10 を参照)

注：旅客手荷物として持ち込まれた物品、個人使用目的で輸入された 1,000 インド・ルピー (IN ルピー) 以下の価額の物品、商用品ではないサンプルまたは特定の関税率が適用される物品は申告が不要である。

1. 輸入者の名称および住所
2. 供給者の名称および住所
3. 代理人の名称および住所 (該当する場合)
4. 物品の説明
5. 原産地
6. 船積み港
7. 航空運送状 (AWB) / 船荷証券 (BL) の番号および日付
8. 輸入積荷総目録 (IGM) の番号および日付
9. 連絡先および日付
10. 取引の種類 (売買、委託販売、賃借、贈答その他)
11. インボイスの番号および日付
12. インボイス価格
13. 支払条件
14. 支払通貨
15. 為替レート
16. 引渡し条件
17. 売主と買主の関係 (1988 年関税評価規則 2(2))
18. 関係企業である場合、申告価格の基準
19. 売買に付された条件または制限 (1988 年関税評価規則 4(2))
20. 適用される評価方法 (1988 年関税評価規則 4 から 8 を参照)
21. インボイス価格に含まれない費用およびサービス (1988 年関税評価規則 9)
 - (a) 仲介手数料およびコミッション
 - (b) コンテナ代
 - (c) 梱包費
 - (d) 買主から供給された物品およびサービスの経費
 - (e) ロイヤルティーおよびライセンス料
 - (f) 売主に帰属する収益
 - (g) 運賃
 - (h) 保険料
 - (i) 荷役料
 - (j) 陸揚費用
 - (k) その他の支払金 (該当する場合)
22. 評価額 (IN ルピー建て)
23. 過去の同一 / 類似輸入品 (該当する場合)
 - (a) 税関申告書の番号および日付
 - (b) IGM 番号および日付
24. その他の関連情報 (必要であれば、別紙を添付すること)

宣言書

私／我々は、上記に示した情報がすべての点において真実であり、かつ記入漏れがなく正確であることをここに宣言する。また、私／我々は、評価に関係する項目をその後に自らが知るに至った場合、これを担当官吏に知らせることを約束する。

税関記入欄

税関申告書の番号および日付

適用される評価方法（1988年関税評価規則4から8を参照）

参照する過去の決定／判決の番号および日付

輸入者の署名およびゴム印

サービス・センターにおける輸入申告書提出に関する指針

1. 通関業者（CHA）の ライセンス番号 文字数：8文字 入力必須項目	税関当局が発行したライセンス番号を記載する。 ライセンス番号がシステムに登録されていない場合、電子データ交換担当副税関長へ登録に関する問い合わせをすること。申告書は、登録完了後にのみ受理されるものとする。CHAのライセンスが失効していたり、ライセンスが停止／取り消されている場合、申告書が提出されたとしてもシステムは受理しない。 通関業者のサービスの利用を希望しない輸入者は、「自己申告」の区分の下に自ら申告書を提出できる。この場合、申告用紙の本項目に「自己申告」と表示する必要がある。 申告用紙に記載されたCHAコードがディレクトリで提供されるコードに符合しない場合、システムにより申告書は拒否される。
名称および住所	CHAの名称および完全な住所を記載する。ただし、システムは、登録時に作成されたディレクトリからデータを拾う。チェックリストの提出前に、CHAが確認する必要がある。
2. 輸出入者コード （IECコード） 文字数：10文字 入力必須項目	すべての輸入者／輸出者には、登録時に外国貿易部（DGFT）から10桁のIECコードが割り当てられる。その後、このコード情報は税関システムに送信される。システムがDGFTからIECコードを受領した後にのみ、申告書は受理される。IECコードは10桁の数字であり、アルファベットと数字の組合せのコードまたは10桁未満もしくは10桁を超える数字はシステムが受理しない。
支店番号 文字数：4文字	輸入者がシステム内に特定のIECコードに対して複数の住所を有する場合、DGFTが登録した支店番号を記入する。インボイスにも同一の住所が記載されていなければならない。何か問題が生じた場合は、DGFTに問い合わせること。
名称および住所	輸入者の名称および住所を漏れなく記入する。DGFTから電子送達される、納税者番号（PAN）に基づく企業識別番号（BIN）ならびに名称および住所は、システムにより税関申告書に印字される。輸入者のBINならびに名称および住所は、チェックリストの提出前に確認する必要がある。
輸入者／輸出者のうち輸出入業務を行うための個別のIECコードを取得することが別途免除されている者（詳細は、DGFTの「手続きハンドブック」を参照）は、以下のIECコードを使用するようDGFTにより通知を受ける。	

番号	IECコード	輸入者／輸出者の区分
1	0100000011	中央政府の省庁およびこれらが全部または部分的に所有する機関
2	0100000029	州政府の省庁およびこれらが全部または部分的に所有する機関
3	0100000037	外交官、インドの領事館の職員、国際連合および国連諸機関の職員

4	0100000045	手荷物規則に基づき荷物の引き換えを行う、インドに出入国するインド人
5	0100000053	貿易業または製造業または農業と関係しない、個人使用目的で物品を輸出入する者／機関／病院
6	0100000061	物品をネパールへ輸出入する者。ただし、貨物 1 個の CIF 価格が 2 万 5,000 インド・ルピーを超えないこと。
7	0100000070	インド・ミャンマー国境地域から物品をミャンマーへ輸出入する者。ただし、貨物 1 個の CIF 価格が 2 万 5,000 インド・ルピーを超えないこと。
8	0100000088	フォード財団
9	0100000096	ATA カルネに基づき、見本市／展示会もしくは同様のイベントで展示または使用するために物品を輸入する者
10	0100000100	ムンバイの国立血液型参照試験所 (National Blood Group References Laboratory) 所長およびその認可事務所
11	0100000126	自然災害の被災者の善意による使用の対象であるとして、財務省の通達に基づき関税を免除されている、物品の輸入を行う個人／慈善事業団体／登録済 NGO
12	0100000001 ※	DGFT から IEC コード／BIN を取得する必要があるがまだ取得していない輸入者。副税関長または税関長補佐から許可を受けた後に税関申告書を提出する必要がある、担当官吏の判断に従う必要がある。

※DGFT による割当てなし

3.	輸入者の種類	輸入者の種類は、4 つに分類することができる。輸入者の種類に応じて、該当するボックスにチェックを記入する。
	a [] 政府省庁	中央政府および州政府省庁および部局に適用
	b [] 政府企業	中央政府および州政府の企業に適用
	c [] 在外公館／国際連合 (UN)	在外公館、国連および国連機関に適用
	d [] その他	民間セクターを含むその他すべて

4.	公認取引業者コード 文字数：7 文字	銀行の支店にはすべて、インド準備銀行 (Reserve Bank of India) により支店コードが割り当てられている。国外の供給業者への外国為替送金に利用する予定のまたは利用した銀行の支店の公認取引業者 (AD) コードを記入する。
----	------------------------------	---

5(A)	税関申告書の種類 入力必須項目	税関申告書の種類を記入する。 「H」 国内消費税関申告書 「W」 倉庫預かり用税関申告書 「X」 保税蔵出用税関申告書
5(B)	[] 通常税関申告書 (Normal Bill of Entry)	一般的に、税関申告書は、物品が各空港／ドックに実際に到着し、航空会社／海運会社が輸入積荷総目録 (IGM) をシステムに申請した後に提出される。この税関申告書は、「通常税関申告書」として分類される。

	<p>[]事前税関申告書 (Prior Bill of Entry)</p> <p>[]予備税関申告書 (Advance Bill of Entry) 入力必須項目</p>	<p>税関申告書は、物品が空港／ドックに到着する前であっても、航空会社／海運会社が IGM をシステムに申請した後であれば提出可能である。この税関申告書は、「事前税関申告書」として分類される。本条件は、主に海港において適用される。</p> <p>また、税関申告書は、物品の到着前かつ航空会社／海運会社が IGM をシステムに申請する前であっても提出可能である。この税関申告書は「予備税関申告書」として分類される。</p> <p>航空貨物ターミナルおよび内陸コンテナ・デポ (ICD) においては、通常税関申告書および予備税関申告書のみ提出可能である。該当するボックスにチェックを記入する。</p>
5(C)	<p>公海上の売買 (HIGH SEA SALE) []はい []いいえ</p>	<p>税関申告書が公海上で売買される物品を対象とする場合、以下の公海上の売主に関する詳細事項を提供する。</p> <p>(1) 公海上の売主の輸出者／輸入者コード (2) 公海上の売主の支店番号 (3) 公海上の売主の名称 (4) 住所</p>
5(D)	<p>第 46(I)条 但し書きの事例 []はい []いいえ</p>	<p>輸入者が物品の品種、数量または価格等に関する情報を有しない場合、「YES (はい)」と記入する。</p>
6(A)	<p>最初に検査を要請するか []はい []いいえ 入力必須項目</p>	<p>輸入者が関税の納付前に物品の確認を希望し、最初に検査を要請する場合は「YES (はい)」、それ以外は「NO (いいえ)」と記入する。</p>
	<p>「YES (はい)」の場合、その理由 文字数：2,000 文字</p>	<p>最初に検査を要請する理由を記入する。</p>
6(B)	<p>グリーン・チャンネル通関 手続きを要請するか []はい []いいえ 入力必須項目</p>	<p>物品検査の免除を要請する場合は「YES (はい)」、それ以外は「NO (いいえ)」と記入する。</p>
6(C)	<p>暫定的税関申告 (Kachcha BE) []はい []いいえ</p>	<p>暫定的税関申告書が提出された場合は「YES (はい)」、それ以外は「NO (いいえ)」と記入する。この種の税関申告書は、暫定的な書類に対する緊急の通関手続きのために提出されるものであり、公告を通じて通知された物品を対象とする通関手続きに適用される。</p>
6(D)	<p>1962 年関税法第 48 条</p>	<p>物品到着後 30 日が経過した後に申告書が提出された場合、税関申告書に第 48 条の条項が適用され、申告書提出の際、システムに遅延の理由の記載することが要求される。副税関長が期限の延長を認め、システムに対して</p>

		申告書の処理を許可した後にのみ、税関申告書番号が割り当てられる。
	1962 年関税法第 48 条が適用されるか []はい []いいえ	税関申告書に第 48 条の条項が適用される場合は「YES (はい)」、それ以外は「NO (いいえ)」と記入する。
	「YES (はい)」の場合、 遅延の理由 文字数：2000 字	遅延の理由を記入する。30 日の期間が経過していた場合、システムに遅延の理由を入力することが義務付けられている。
7.	船積み港 入力必須項目	空港／海港が所在する都市名を記入する。空港名／海港名または国名を記入しないこと。
8.	原産地 入力必須項目	物品が生産／製造された国の名前を記入する。積出貨物中のすべての物品が同一の国で生産／製造されていない場合、品目別に原産地を記入する。
9.	積出地 入力必須項目	輸入品が積出／発送された国の名前を記入する。
	注：番号 10 から 15 に注意して情報を記入すること。 番号 10 から 15 に記載された情報のいずれかがシステムにおいて提供される情報と符合しない場合、システムは申告書を受理しない。	
10.	輸入積荷総目録 (IGM) 番号 文字数：5 文字 入力必須項目	IGM 番号を記入する。 IGM 番号は、航空機の到着時に税関職員により割り当てられる。船舶の場合、IGM 番号は申請時に割り当てられる。航空会社は、サービス・センターで IGM の申請を行うか、サービス提供会社を通じて行わなければならない。運送業者から確認を受けた後に正確な IGM 番号を示すこと。IGM の項目は、データ入力時ではなく、チェックリストの提出時に有効性が確認される。 システムの情報と一致する IGM の詳細が提供されない場合、システムは通常税関申告書を受理しない。 以下の場合は、各運送業者に連絡すること。 (i) IGM が申請されていない場合 (ii) 運送業者により申請された IGM の詳細 [例えば、マスター・エアウェイ・ビル (MAWB)、ハウス・エアウェイ・ビル (HAWB)、総重量、梱包数等] に誤りがあり、これを訂正する場合。運送業者は、情報を訂正するために副税関長の許可を仰ぐ必要がある。
	IGM の年 文字数：4 文字	IGM の年を西暦 (YYYY 年) で記入する。 (海港または ICD における輸入の場合に必要)
	IGM の日付 文字数：8 文字 入力必須項目	IGM の日付を DD (日) / MM (月) / YYYY (西暦) で記入する。
	複数の IGM	一口の貨物をすべて同一の航空機／船舶に収容することができず、複数の航空機／船舶により陸揚げされる場合がある。一部の荷物がある航空機／船舶で、残りの荷物

		<p>は別の航空機／船舶で到着する。この場合、申告書提出時に、貨物を搭載したすべての航空機／船舶について IGM の詳細事項を記載する。</p> <p>IGM が複数の場合、IGM の詳細事項を漏れなく記入すること。</p> <p>(i) IGM 番号 (ii) IGM の日付 (iii) 各 IGM の梱包数 (iv) 各 IGM に記載された重量</p>
11.	<p>MAWB 番号／船荷証券番号 文字数：20 文字 入力必須項目</p>	<p>航空会社／海運会社から提供された MAWB 番号／船荷証券番号を記入する。11 桁未満または 11 桁を超える MAWB 番号は、システムで受理されない。MAWB 番号は、空白または識別コード（prefix）の挿入なしに入力する。正確な MAWB 番号／船荷証券番号を確実に表示すること。通常税関申告書の場合、MAWB が不正確であると税関申告書の提出が不可能になる。事前税関申告書に不正確な MAWB が付されている場合、税関申告書は正式なものとはみなされない。</p> <p>例：MAWB 番号 020-6974-7296 は、02069747296 と入力する。</p> <p>船荷証券の場合、文字数は 11 桁を超えるまたは 11 桁未満の英数字とすることが可能である。</p>
	<p>MAWB の日付 文字数：8 文字 入力必須項目</p>	<p>MAWB の日付を DD（日）／MM（月）／YYYY（西暦）で記入する。</p>
12.	<p>HAWB 番号／ハウス船荷証券番号 文字数：20 文字</p>	<p>航空会社／海運会社から提供された HAWB 番号／ハウス船荷証券番号を記入する。HAWB 番号／ハウス船荷証券番号が不正確であると、11 番と同様の影響が出る。この番号は、空白または識別コードの挿入なしに入力する。</p> <p>例：HAWB 番号 12-8673 は、128763 と入力する。</p>
	<p>HAWB の日付 文字数：8 文字</p>	<p>HAWB 番号の日付を DD（日）／MM（月）／YYYY（西暦）で記入する。</p>
13.	<p>マークおよび番号 文字数：40 文字</p>	<p>梱包の識別のために梱包に付されたマークおよび番号（存在する場合）を記入する。</p>
14(A)	<p>梱包数 文字数：8 文字 入力必須項目</p>	<p>貨物の総梱包数を記入する。</p> <p>例：30 箱</p> <p>IGM が複数である場合、各 IGM につき梱包数を記入する。貨物中の梱包数は正確に表示する必要がある。この欄に誤りがある場合は、税関申告書の提出ができない。</p>
14(B)	<p>梱包荷姿 入力必須項目</p>	<p>梱包荷姿を示す。</p> <p>例：箱、袋、ドラム缶</p>

梱包荷姿については、システム内に利用可能なディレクトリが存在する。
システムにおいて利用可能な種類は、下記のとおりである。IGM が複数である場合、各 IGM につき梱包数を記入する。

コード	説明	コード	説明
BDL	Bundle (束)	BGS	Bags (袋)
BLK	Bulk (バラ)	BLO	Steel Blocks (スチール・ブロック)
BLS	Bales (俵梱)	BOX	Boxes (箱)
BRL	Barrel (洋樽)	BUL	Steel Bulks (スチール・バラ)
CAN	Cans (缶)	CAS	Cases (箱)
CRY	Carboys (大型ガラス瓶)	CHI	Chest (箱)
CLS	Coils (巻)		
CON	Container (コンテナ)	CRI	Crates (クレート、すかし箱)
CSK	Wooden Cases (木箱)	CTN	Cartons (紙箱)
CYL	Cylinder (鉄製円筒容器)	DRM	Drums (ドラム缶)
ENV	Steel Envelops (スチール・エンベロープ)	FLK	Flask (フラスコ)
JAL	Jumble Bale (バラ詰め俵)		
KEG	Keggs (小缶または小樽)	LOG	Logs (丸太)
NGT	Ingot (塊)	PAI	Pails (バケツ)
PKG	Packages (包)	PLT	Pallets (パレット)
QDS	Quads (4個組)	REL	Reels (枠、巻)
SKD	Skid & Skidded Packages (スキッドおよびスキッド梱包)	SLB	Slabs (片)
TIN	Tins (小缶)	TBL	Table (テーブル)
UNT	Units (ユニット)	TRK	Trunk (トランク)

15(a) 総重量
文字数：9文字
入力必須項目

貨物の総重量を記入する。
例：675 キログラム
IGM が複数である場合、各 IGM につき総重量を記入する。

15(b) 重量単位
文字数：3文字
入力必須項目

計量単位 (Kg) を記入する。
IGM が複数である場合、各 IGM につき計量単位を記入する。

16. ICD における通関手続きの追加情報

(i) ゲートウェイ港の名前
文字数：3文字
入力必須項目

ゲートウェイ港 (すなわち、コンテナが船舶から荷揚げされ、ICD に当該コンテナを移動させるために仮積荷目録積替許可番号 (SMTP) が申請された港湾) の名前を

		記入する。															
(ii)	ゲートウェイ IGM 文字数：5 文字 入力必須項目	ゲートウェイ港において船舶に割り当てられた IGM を提供する。															
(iii)	ゲートウェイ港入港日 文字数：8 文字 入力必須項目	ゲートウェイ港における IGM の日付を DD (日) /MM (月) /YYYY (西暦) で記入する。															
17.	コンテナの詳細事項	以下の詳細を記入する。															
	文字数：11 文字	(i) コンテナ番号															
	文字数：10 文字	(ii) シール番号															
	文字数：1 文字 入力必須項目	(iii) FCL/LCL (コンテナ単位の貨物/コンテナ単位に満たない小口貨物)															
18.	保証書の詳細事項	税関に登録された保証書に対して物品の通関手続きが行われる場合、以下の詳細事項を提供する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>保証書の種類</th> <th></th> <th>保証書登録番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉庫預かり</td> <td>(WH)</td> <td>(20 文字)</td> </tr> <tr> <td>100%輸出指向型企業 (EOU)</td> <td>(EO)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暫定関税</td> <td>(PD)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下請け (Job Work)</td> <td>(JB)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>100%EOU (EO) について、中央物品税当局が証明書を発行した場合は、以下の調達証明書 (存在する場合) の詳細事項を記入する。</p>	保証書の種類		保証書登録番号	倉庫預かり	(WH)	(20 文字)	100%輸出指向型企業 (EOU)	(EO)		暫定関税	(PD)		下請け (Job Work)	(JB)	
保証書の種類		保証書登録番号															
倉庫預かり	(WH)	(20 文字)															
100%輸出指向型企業 (EOU)	(EO)																
暫定関税	(PD)																
下請け (Job Work)	(JB)																
	文字数：30 文字	(i) 証明書番号															
	文字数：8 文字	(ii) 日付：DD (日) /MM (月) /YYYY (西暦)															
	文字数：6 文字	(iii) 証明書を発行した中央物品税事務局の所在地コード。所在地コードは、システム内のディレクトリから有効性が確認される。															
19.	複数のインボイスに基づく 輸入かどうか []はい []いいえ	複数のインボイスに基づく輸入である場合は、以下を記入する。 (i) インボイスの数 (ii) 総運賃 (通貨またはレートを付記) (iii) 総保険料 (通貨またはレートを付記) 個々のインボイスに対する運賃または保険料が提供されない場合、システムは、インボイス価格に応じて各インボイスに総運賃/総保険料を配分する。															

インボイスの詳細事項

注 1

本付属書で提供される情報に基づき貨物の評価がなされるため、注意して情報を記入する。

税関申告書に明瞭なインボイスの写しを添付する。以下の情報は極めて重要であるため、インボイスにおいて明確に強調表示する必要がある。

a) 不備のない供給者名および住所。インボイスの写しに提示されている供給者の住所に不備があった場合、申告書は受理されない。

b) 原産地は、本付属書 B の 8 番に記載した情報と符合していなければならない。

c) 商品の説明

商品の説明に関するデータ入力を容易にするため、商品の説明のうち重要な要素を強調表示すること。

システムには、本および定期刊行物の輸入に対するインボイス一通につき一つのエントリーを受理する規定が存在する。かかる物品の税関申告書を提出する場合は、以下の情報を提供する。

単位	計算単位	商品の説明	インボイス価格
1	LOT	本 タイトル数 = 50 冊数 = 200	500 ドル

ただし、税関申告書の遠隔での提出が広く認められた場合、本のタイトルへの言及が必要となる場合があること、また、他の物品と同様の申告が必要になる場合があることに注意されたい。

d) 銘柄／型式／等級／仕様 — 該当欄に詳細事項を記入する。

e) 数量 — 説明不要

f) 計算単位

計算単位については、システム内に利用可能なディレクトリが存在する。システムにおいて利用可能な計量単位を下記に挙げる。

コード	説明
BAG	Bags (袋)
BAL	Bale (俵)
BOU	Billion of units (10 億単位)
BUN	Bunches (房)
BDL	Bundles (束)
BKL	Buckles (バックル)
BOX	Box (箱)

コード	説明
MTS	Metric Ton (メートル・トン)
MLT	Mililitre (ミリリットル)
MTR	Metres (メートル)
NOS	Numbers (数)
PAC	Packs (パック)
PCS	Pieces(ピース)
PRS	Pairs (組)

BTL	Bottles (瓶)
CAN	Cans (缶)
CTN	Cartons (紙箱)
CCM	Cubic centimeters (立法センチメートル)
CBM	Cubic metres (立法メートル)
CMS	Centimetres (センチメートル)
DRM	Drums (ドラム缶)
DOZ	Dozen (ダース)
GGK	Great gross (大グロス)
GYD	Gross yards (グロス・ヤード)
GRS	Gross (グロス)
GMS	Grammes (グラム)
KME	Kilometre (キロメートル)
KGS	Kilograms (キログラム)
KLR	Kilolitre (キロリットル)

QTL	Quintal (キントル)
ROL	Rolls (巻)
SQY	Square Yards (平方ヤード)
SET	Sets (セット)
SQF	Square feet (平方フィート)
SQM	Square metres (平方メートル)
TBS	Tablets (タブレット)
TUB	Tubes (チューブ)
TGM	Ten gross (10グロス)
THD	Thousands (千)
TON	Tonnes (トン)
UNT	Units (ユニット)
UGS	US Gallons (米国ガロン)
YDS	Yards (ヤード)

g) 単価

インボイスに記載される単価は、計算単位に対応するものでなければならない。例えば、ユニット、100、1,000 単位または上記に記載される計算単位に対応するものであること。

注 2

各インボイスにつき下記 20 番から 38 番の情報を別紙に提供すること。

20(a)	インボイスの日付 文字数：16 文字 (入力必須項目)	インボイス番号を明確に記入する。システムは最大 16 文字（空白、ハイフン、スラッシュ等を含む）まで受け付ける。 例：IMP-12-97-98 は、合計 12 文字となる。 システムには、インボイス番号「NIL (なし)」を受け付ける規定が存在する。
20(b)	インボイスの日付 文字数：8 文字 入力必須項目	インボイスで言及されている日付を DD (日) / MM (月) / YYYY (西暦) で記入する。
21(a)	注文書番号 文字数：20 文字	買主から売主 / 供給者に発行された注文書番号を記入する。
(b)	日付 文字数：8 文字	上記の注文書の日付を DD (日) / MM (月) / YYYY (西暦) で記入する。
22(a)	契約書番号 文字数：20 文字	買主と売主 / 供給者との間で締結された契約書の番号を記入する。
(b)	日付 文字数：8 文字	上記の契約日を DD (日) / MM (月) / YYYY (西暦) で記入する。
23(a)	信用状番号 文字数：20 文字	売主 / 供給者を受益者として発行された信用状 (LC) 番号を記入する。
(b)	日付 文字数：8 文字	上記の信用状の日付を DD (日) / MM (月) / YYYY (西暦) で記入する。
24.	供給者の詳細	海外の物品の供給者については以下の詳細事項を提供する。

	入力必須項目	詳細事項がインボイスに記載された事項と確実に同一であるようにする。
	文字数：35文字	(i) 名称
	文字数：105文字	(ii) 住所
	文字数：35文字	(iii) 国
25.	供給者が売主でない場合	売主が供給者でない場合は、以下の詳細事項を提供する。 (i) 売主の名称 (ii) 住所 (iii) 国
26.	仲介業者／代理人の詳細	仲介業者／代理人が取引に関係している場合は、その仲介業者／代理人について以下の詳細事項を提供する。 (i) 仲介業者／代理人の名称 (ii) 住所 (iii) 国
27.	取引の内容	取引の種類に応じて該当するボックスにチェックを記入する。
	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 委託販売（物品が委託販売に基づき販売される場合） <input type="checkbox"/> 賃貸借 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 贈答 <input type="checkbox"/> サンプル <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> その他 入力必須項目	
28.	支払条件 <input type="checkbox"/> LC <input type="checkbox"/> DP/DA <input type="checkbox"/> FOC <input type="checkbox"/> その他 入力必須項目	支払条件に応じて該当するボックスにチェックを記入する。 信用状 支払渡し／引受渡し 無償
29.	売買に付された条件（存在する場合） 文字数：200文字	売買に付された条件が存在する場合は、これを記入する。無条件の場合は、「NOT APPLICABLE（該当なし）」と記入する。
30.	適用される評価方法 文字数：100文字	システムでは7つの選択肢が用意されている。1988年関税評価規則を基準として、対象の貨物に該当する選択肢を一つ記入する。 1. 規則(4) 取引価格 2. 規則(5) 同一品価格 3. 規則(6) 類似品価格 4. 規則(7) 演繹的価格 5. 規則(7A) 算定価格 6. 規則(8) 残余価格 7. その他 — 明記する。

31(a)	インボイス価格 文字数：14 文字 入力必須項目	インボイスに明記された物品の合計額を記入する。記入されたインボイスの価格は商品価格の合計額（すなわち、単価×インボイスに挙げられている全商品数）に等しくなければならない。																
31(b)	インボイスの通貨 入力必須項目	<p>1962 年関税法第 14 条に基づき財務省から随時通知される標準通貨の為替レートに関するディレクトリが、システムで利用できる。インボイスの通貨を記入する。その際、コードを使用しないこと。</p> <p>例：フランスのフランについては、明確に「French Francs」と記入し、FRF と記入しない。インボイスが複数の場合は、別々の通貨を記載することができる。例えば、以下の通り。</p> <p>インボイス番号 XXX - 米国ドル インボイス番号 YYY - 英国ポンド インボイス番号 ZZZ - ユーロ</p> <p>前記第 14 条に基づく財務省からの通知で為替レートが明記されていない通貨については、直近の日の為替レートに言及している銀行の証明書を添付する必要がある。</p> <p>下記のように記載しなければならない。 外国通貨 1 = IN ルピー XXX</p>																
32.	インボイスの条件 <input type="checkbox"/> FOB <input type="checkbox"/> CIF <input type="checkbox"/> CI <input type="checkbox"/> CF 入力必須項目	<p>インボイスの条件に応じて該当するボックスにチェックを記入する。</p> <p>4 種類の条件が存在する。</p> <p>(1) FOB (Free On Board) - 本船渡し （価格には、運賃、保険料等のその他の要素は含まれない。） FOB インボイスについては、実際の運賃および保険料を記入するかまたはそのパーセント値を記入する。</p> <p>(2) CIF - CIF インボイスには、2 種類が存在する。</p> <p>(a) 単価に運賃および保険料が含まれている場合。 例： <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">商品名</th> <th style="text-align: left;">数量</th> <th style="text-align: left;">単価</th> <th style="text-align: left;">CIF 総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. XXX</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合、運賃および保険料は「NIL (なし)」と表示する必要がある。</p> <p>(b) 単価に運賃および保険料が含まれておらず、これらの価格が別途インボイスにおいて言及されている場合。申告書の指定された欄に運賃および保険料を記入する。 例： <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">商品名</th> <th style="text-align: left;">数量</th> <th style="text-align: left;">単価 FOB</th> <th style="text-align: left;">総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. XXX</td> <td>10</td> <td>40</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> </p> </p>	商品名	数量	単価	CIF 総額	1. XXX	10	50	500	商品名	数量	単価 FOB	総額	1. XXX	10	40	400
商品名	数量	単価	CIF 総額															
1. XXX	10	50	500															
商品名	数量	単価 FOB	総額															
1. XXX	10	40	400															

		<p>運賃 = 75 保険料 = 25 CIF 総額 = 500</p> <p>(3) CF - CF インボイスには、2 種類が存在する。 (a) 単価に運賃が含まれる場合、実際の保険料またはそのパーセント値を申告書の指定された欄に記入する。 例： <table border="1"> <thead> <tr> <th>商品名</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>CF 総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. YYY</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> (b) 運賃が単価に含まれず、別途インボイスにおいて言及されている場合は、インボイスにて言及されている運賃を申告書の指定された欄に記入する。 例： <table border="1"> <thead> <tr> <th>商品名</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>FOB 総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. YYY</td> <td>10</td> <td>45</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table> 運賃 = 50 CF 総額 = 500</p> <p>(4) CI - CI には、2 種類が存在する。 (a) 単価に保険料が含まれる場合、実際の運賃またはそのパーセント値を申告書の指定された欄に記入する。 例： <table border="1"> <thead> <tr> <th>商品名</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>CI 総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. YYY</td> <td>10</td> <td>50</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> (b) 単価に保険料が含まれず、別途インボイスにおいて言及されている場合、保険料を申告書の指定されたフィールドに記入する。 例： <table border="1"> <thead> <tr> <th>商品名</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>FOB 総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. YYY</td> <td>10</td> <td>48</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table> 保険料 = 20 CI 総額 = 500</p>	商品名	数量	単価	CF 総額	1. YYY	10	50	500	商品名	数量	単価	FOB 総額	1. YYY	10	45	450	商品名	数量	単価	CI 総額	1. YYY	10	50	500	商品名	数量	単価	FOB 総額	1. YYY	10	48	480
商品名	数量	単価	CF 総額																															
1. YYY	10	50	500																															
商品名	数量	単価	FOB 総額																															
1. YYY	10	45	450																															
商品名	数量	単価	CI 総額																															
1. YYY	10	50	500																															
商品名	数量	単価	FOB 総額																															
1. YYY	10	48	480																															
33(a)	運賃 文字数：13 文字 入力必須項目	実際の運賃および運賃の支払通貨を記入する。インボイスの条件が FOB または CI で、実際の運賃が申告書に記載されていないとき、システムは、評価目的で価格の 20% を収受する。航空便による輸入の場合において実際の運賃が FOB 価格の 20% を超えるとき、システムは、関税の徴収の関係上、運賃を FOB の 20% のみと判断する。輸入がライセンスに対して行われる場合、ライセンスは実際の CIF 価格に対して借方に記入される。																																

		システムには、運賃に対して様々な通貨を認める規定が存在する。パーセント値での運賃も認められる。
33(b)	保険料 文字数：13文字 入力必須項目	実際の保険料および保険料の支払通貨を記入する。インボイスの条件がFOBまたはCFのいずれかで、申告書に実際の保険料が記載されていないとき、システムは、評価目的で価格の1.125%を収受する。 システムには、保険料に対して様々な通貨を認める規定が存在する。パーセント値での保険料も認める。
33(c)	陸揚げ費用 1988年関税評価規則 第9条(2)(b)項	これらは、輸入場所における輸入品の引渡しに付随する荷役および荷扱い料であり、評価に関する規則第9条(2)(b)項により、貨物のCIF価格の1%に固定されている。
33(d)	その他の料金 文字数：12文字	通貨とともに、インボイスに記載されているその他の料金（梱包、荷扱い、インド国外で生じた内陸輸送等）を記入する。かかるすべての料金の合計額を記入すること。33(c)番に明記されている陸揚げ費用は含めないこと。 「その他の料金」欄に記載される金額は、貨物の評価額を計算するために総額に加算される。その他の料金は、税関申告書の全商品に配分される。
34.	インボイス価格に含まれていない経費およびサービス	(a)から(l)の利用による費用がインボイスに含まれていない場合は、かかる費用の総額を記載する。 この情報は、パーセント値で記載することもできる。負担した費用に対する通貨を記入する。
	(a) 仲介手数料およびコミッション (b) コンテナ代 (c) 梱包費 (d) 輸出国またはその他の国における荷卸し、輸送および荷扱いの料金 (e) 買主から供給された物品およびサービスの経費 (f) 書類作成 (g) 原産地証明書 (h) ロイヤルティーおよびライセンス料 (i) 売主に帰属する収益 (j) 売主またはその代理人により提供される保証サービス（存在する場合）の経費 (k) 売主の義務を履行するためのその他の経費または支払金（存在する場合） (l) その他の料金および支払金（存在する場合）	
35.	割引（存在する場合） []はい []いいえ	該当するボックスにチェックを記入する。
	(a) 割引の内容 文字数：35文字	割引の性質に言及する。 （例：数量割引等）
	(b) 割引率（%）または割引額 文字数：14文字	割引合計額またはインボイス価格のパーセント値を記入する。
36.	公海上の購入に対する追加料金（存在する場合）	これは、公海上の売買（High Sea Sale）の貨物にのみ適用される。公海上の購入に対する追加費用がインボイス価格を超える場合、かかる金額を記入するか、または料金がインボ

		イス価格のパーセント値による場合はかかるパーセント値を記入する。
37.	価格に関係するその他の関連情報 文字数：100 文字	上記の貨物の輸入に発生した費用のうち、上記に含まれておらずかつ貨物の評価額に影響を及ぼし得る費用を記入する。
38.	関税特別評価局 (SVB) 付加料 (適用可能なすべての場合) に関する詳細事項 (インボイス別)	
	買主と売主は関係企業であるか。 []はい []いいえ	買主と売主が関係企業である場合は「YES (はい)」、それ以外は「NO (いいえ)」と記入する。
	「YES (はい)」の場合、先に SVB により関係についての調査が行われたか。	SVB により付加料が決定済みである場合は「YES (はい)」、それ以外は「NO (いいえ)」と記入する。 SVB 付加料は、買主と売主間の関係を基準に決定される。SVB が、輸入者の申告価格を基に、金額を付加することはないと決定を下す場合もある。その場合、「NIL LOADING (付加料なし)」と記入する。
	「YES (はい)」の場合、以下の情報を提供する。	
	a) 参照番号 文字数：20 文字	SVB 参照番号を記入する。
	b) 日付 文字数：8 文字	SVB 参照の日付を DD (日) / MM (月) / YYYY (西暦) で記入する。
	c) 税関	当該事案に対する決定が下された税関の名称、所在都市名を記入する。
	d) 付加料の対象 評価額[]： 関税[]： 両方[]：	該当するボックスにチェックを記入する。 A 付加料が評価額を対象とする場合 D 付加料が関税を対象とする場合 B 付加料が評価額および関税の双方を対象とする場合
	e) 付加料率 文字数：15 文字	SVB により決定された付加料の料率を記入する。
	f) 暫定か最終か	付加料が暫定的な場合は「P」、付加料が最終的な場合は「F」と記入する。
39.	輸入商品	
	A. 商品の詳細な説明	
	1. 商品番号	インボイスに記載されている商品の番号を記入する。
	2. 商品の説明 文字数：120 文字 入力必須項目	インボイスに記載されている商品の説明が 120 文字を超える場合、そのうちの必要不可欠な要素を記入する。
	3. 一般的な説明 文字数：60 文字 入力必須項目	商品の一般的な説明を記入する。この説明は、チェックリストにも税関申告書にも印字されない。これはシステムにおいて利用され、これにより査定官が分類のために商品を識別することが容易になる。この情報は、商品の説明箇所而言及されたものと異なる場合がある。商品の説明は、税関申告書に印字されている。
	4. 単価	インボイスに記載される単価は、計算単位に対応するもので

	文字数：22 文字 (16、6) 入力必須項目	なければならない。例えば、ユニット、100、1,000 単位または下記に記載される計算単位に対応するものであること。フィールドには、小数点以下最大 6 桁までが認められる。																																																																																										
	5. 数量 文字数：15 文字 入力必須項目	説明不要																																																																																										
	6. 計算単位／数量単位	計算単位については、システム内に利用できるマスターが存在する。システムにおいて利用可能な計量単位は以下に記載される。																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">コード</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>BAG</td><td>Bags (袋)</td></tr> <tr><td>BAL</td><td>Bale (俵)</td></tr> <tr><td>BOU</td><td>Billion of units (10 億単位)</td></tr> <tr><td>BUN</td><td>Bunches (房)</td></tr> <tr><td>BDL</td><td>Bundles (束)</td></tr> <tr><td>BKL</td><td>Buckles (バックル)</td></tr> <tr><td>BOX</td><td>Box (箱)</td></tr> <tr><td>BTL</td><td>Bottles (瓶)</td></tr> <tr><td>CAN</td><td>Cans (缶)</td></tr> <tr><td>CTN</td><td>Cartons (紙箱)</td></tr> <tr><td>CCM</td><td>Cubic centimeters (立法センチメートル)</td></tr> <tr><td>CBM</td><td>Cubic metres (立法メートル)</td></tr> <tr><td>CMS</td><td>Centimetres (センチメートル)</td></tr> <tr><td>DRM</td><td>Drums (ドラム缶)</td></tr> <tr><td>DOZ</td><td>Dozen (ダース)</td></tr> <tr><td>GGK</td><td>Great gross (大グロス)</td></tr> <tr><td>GYD</td><td>Gross yards (グロス・ヤード)</td></tr> <tr><td>GRS</td><td>Gross (グロス)</td></tr> <tr><td>GMS</td><td>Grammes (グラム)</td></tr> <tr><td>KME</td><td>Kilometre (キロメートル)</td></tr> <tr><td>KGS</td><td>Kilograms (キログラム)</td></tr> <tr><td>KLR</td><td>Kilolitre (キロリットル)</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 50%; margin-left: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">コード</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>MTS</td><td>Metric Ton (メートル・トン)</td></tr> <tr><td>MLT</td><td>Mililitre (ミリリットル)</td></tr> <tr><td>MTR</td><td>Metres (メートル)</td></tr> <tr><td>NOS</td><td>Numbers (数)</td></tr> <tr><td>PAC</td><td>Packs (パック)</td></tr> <tr><td>PCS</td><td>Pieces (ピース)</td></tr> <tr><td>PRS</td><td>Pairs (組)</td></tr> <tr><td>QTL</td><td>Quintal (キンタル)</td></tr> <tr><td>ROL</td><td>Rolls (巻)</td></tr> <tr><td>SQY</td><td>SquareYards (平方ヤード)</td></tr> <tr><td>SET</td><td>Sets (セット)</td></tr> <tr><td>SQF</td><td>Square feet (平方フィート)</td></tr> <tr><td>SQM</td><td>Square metres (平方メートル)</td></tr> <tr><td>TBS</td><td>Tablets (タブレット)</td></tr> <tr><td>TUB</td><td>Tubes (チューブ)</td></tr> <tr><td>TGM</td><td>Ten gross (10 グロス)</td></tr> <tr><td>THD</td><td>Thousands (千)</td></tr> <tr><td>TON</td><td>Tonnes (トン)</td></tr> <tr><td>UNT</td><td>Units (ユニット)</td></tr> <tr><td>UGS</td><td>US Gallons (米国ガロン)</td></tr> <tr><td>YDS</td><td>Yards (ヤード)</td></tr> </tbody> </table>			コード	説明	BAG	Bags (袋)	BAL	Bale (俵)	BOU	Billion of units (10 億単位)	BUN	Bunches (房)	BDL	Bundles (束)	BKL	Buckles (バックル)	BOX	Box (箱)	BTL	Bottles (瓶)	CAN	Cans (缶)	CTN	Cartons (紙箱)	CCM	Cubic centimeters (立法センチメートル)	CBM	Cubic metres (立法メートル)	CMS	Centimetres (センチメートル)	DRM	Drums (ドラム缶)	DOZ	Dozen (ダース)	GGK	Great gross (大グロス)	GYD	Gross yards (グロス・ヤード)	GRS	Gross (グロス)	GMS	Grammes (グラム)	KME	Kilometre (キロメートル)	KGS	Kilograms (キログラム)	KLR	Kilolitre (キロリットル)	コード	説明	MTS	Metric Ton (メートル・トン)	MLT	Mililitre (ミリリットル)	MTR	Metres (メートル)	NOS	Numbers (数)	PAC	Packs (パック)	PCS	Pieces (ピース)	PRS	Pairs (組)	QTL	Quintal (キンタル)	ROL	Rolls (巻)	SQY	SquareYards (平方ヤード)	SET	Sets (セット)	SQF	Square feet (平方フィート)	SQM	Square metres (平方メートル)	TBS	Tablets (タブレット)	TUB	Tubes (チューブ)	TGM	Ten gross (10 グロス)	THD	Thousands (千)	TON	Tonnes (トン)	UNT	Units (ユニット)	UGS	US Gallons (米国ガロン)	YDS	Yards (ヤード)
コード	説明																																																																																											
BAG	Bags (袋)																																																																																											
BAL	Bale (俵)																																																																																											
BOU	Billion of units (10 億単位)																																																																																											
BUN	Bunches (房)																																																																																											
BDL	Bundles (束)																																																																																											
BKL	Buckles (バックル)																																																																																											
BOX	Box (箱)																																																																																											
BTL	Bottles (瓶)																																																																																											
CAN	Cans (缶)																																																																																											
CTN	Cartons (紙箱)																																																																																											
CCM	Cubic centimeters (立法センチメートル)																																																																																											
CBM	Cubic metres (立法メートル)																																																																																											
CMS	Centimetres (センチメートル)																																																																																											
DRM	Drums (ドラム缶)																																																																																											
DOZ	Dozen (ダース)																																																																																											
GGK	Great gross (大グロス)																																																																																											
GYD	Gross yards (グロス・ヤード)																																																																																											
GRS	Gross (グロス)																																																																																											
GMS	Grammes (グラム)																																																																																											
KME	Kilometre (キロメートル)																																																																																											
KGS	Kilograms (キログラム)																																																																																											
KLR	Kilolitre (キロリットル)																																																																																											
コード	説明																																																																																											
MTS	Metric Ton (メートル・トン)																																																																																											
MLT	Mililitre (ミリリットル)																																																																																											
MTR	Metres (メートル)																																																																																											
NOS	Numbers (数)																																																																																											
PAC	Packs (パック)																																																																																											
PCS	Pieces (ピース)																																																																																											
PRS	Pairs (組)																																																																																											
QTL	Quintal (キンタル)																																																																																											
ROL	Rolls (巻)																																																																																											
SQY	SquareYards (平方ヤード)																																																																																											
SET	Sets (セット)																																																																																											
SQF	Square feet (平方フィート)																																																																																											
SQM	Square metres (平方メートル)																																																																																											
TBS	Tablets (タブレット)																																																																																											
TUB	Tubes (チューブ)																																																																																											
TGM	Ten gross (10 グロス)																																																																																											
THD	Thousands (千)																																																																																											
TON	Tonnes (トン)																																																																																											
UNT	Units (ユニット)																																																																																											
UGS	US Gallons (米国ガロン)																																																																																											
YDS	Yards (ヤード)																																																																																											
	7. 付属品 (存在する場合)	本体商品の単価に付属品の価格が含まれている場合、表の第 2 欄に記載の通り、輸入する本体商品の付属品の説明および数量を記入する。この説明および数量は、チェックリストにも税関申告書にも印字されないが、査定官の表示装置に出力され、これにより、査定官が商品の価格を評価することが容易になるほか、1963 年付属品 (免税条件) 規則に基づき付属品を本体商品と合わせて分類することが適当であるかを決定することができる。																																																																																										
	8. 製造業者の名称 文字数：30 文字	商品別に製造業者の名称を記入する。																																																																																										
	9. 銘柄 文字数：20 文字	商品別に銘柄名 (存在する場合) を記入する。																																																																																										

	10. 型式／等級／仕様 文字数：20 文字	商品の型式／等級を記入し、仕様の詳細を記載する。
	11. 商品の最終用途 文字数：20 文字	評価官が物品を適切に評価できるように、輸入商品の最終の使用用途および使用場所を記入する。
	12. 原産地	各商品の原産地を記入する。
過去の輸入品（存在する場合）		
	13. 税関申告書番号	過去に同一の商品が輸入されていた場合は、税関申告書番号を記入する。
	14. 日付	上記の税関申告書の日付を記載する。
	15. 単価	商品の単価を記入する。
	16. 通貨	上記の単価に対する通貨を記入する。
	17. 税関	上記の税関申告書の評価および貨物の通関手続きが行われた税関の名称を記入する。
39(B)	分類の詳細事項	
	1. 商品番号	この情報は、上記 39(A)の「商品の詳細な説明」において提供されている。
	2. RITC コード 文字数：8 文字 入力必須項目	申告書にこのコードを記入する前に、コルカタ貿易情報統計局が出版した「Revised Indian trade classification（インド貿易分類改訂版（RITC）」（2002 年版）を参照する。8 文字未満または 8 文字を超える長さのフィールドは、システムにより受理されない。
	3. 関税率表の見出し項目（CTH）コード 文字数：6 文字 入力必須項目	商品が分類される CTH を記入する。コードの記入前に、関税率表を参照する。システムは、CTH に基づき基本関税を計算する。6 文字未満もしくは 6 文字を超えるコードまたは存在しないコードは、システムにより受理されない。
	4. 通知番号／年 文字数：10 文字 番号 文字数：10 文字	基本関税の優遇措置を主張する場合、通知の番号／年および該当する番号（存在する場合）を記入する。システムは、両方のフィールドに記載された情報を基準に計算する。 例：CTH コード 901849 通知番号 17 年 2001 番号 343a 上記を以下の通りに記載する。 CTH 通知／年 番号 901849 17/2001 SL(343a)
	5. 中央物品税率表の見出し項目（CETH）コード 文字数：6 文字 入力必須項目	商品が分類される CETH を記入する。コードの記入前に、関税率表を参照する。システムは、このコードに基づき中央物品税を計算する。6 文字未満もしくは 6 文字を超えるコードまたは存在しないコードは、システムで受理されない。 一定の輸入品については、1985 年中央物品税率法に基づき中央物品税が賦課されない。ただし、これらの物品は中央政府によるその他の法（1955 年薬剤および洗淨化粧品にかかる法等）に基づき物品税が賦課されるか、1975 年関税率法

		第3(1)条に基づき追加関税が賦課される。これら商品には6桁のCETHコードが与えられ、当該商品に関する書類がシステムで処理されるようになっている。かかるコードの一覧は付録「A」に挙げられている。
6. 通知番号／年および番号 通知番号／年 文字数：10文字 番号 文字数：10文字		中央物品税に関する優遇措置を主張する場合、通知番号／年および該当する番号（存在する場合）を記入する。システムは、両方のフィールドに記載された情報を基準に計算する。 例：CETHコード 710140 通知番号 12 年 1997 番号 4 上記は以下の通りに記載する。 CETH 通知／年 番号 710140 12/97 SL(4)
7. 特別追加関税の通知番号／年および番号 文字数：10文字 番号 文字数：10文字		すべての商品に4%の特別追加関税が賦課される。特別追加関税に関する優遇措置を主張する場合、通知番号／年および該当する番号（存在する場合）を記入する。システムは、両方のフィールドに記載された通知番号／年の情報に基づき計算する。 例：通知番号 19 年 2001 番号 45 上記は以下の通りに記載する。 通知番号／年／番号 19/2001 SL(45)
8. SIA（通知番号／番号）		1957年物品の追加関税（重要宣告物品）法に基づく物品税の追加関税は、関税率表の特定品目に適用される。かかる関税につき免税を主張する場合、通知番号／年および該当する番号を記入する。 例：通知番号 9 年 1996 番号 1 上記は以下の通りに記載する。 9/96 SL(1)
9. SED（通知番号／番号）		特別物品税（SED）は、中央物品税率表の二つ目の付表に明記された品目に適用される。当該課税につき免税を主張する場合、通知番号／年および該当する番号を記入する。
10. TTA（通知番号／番号）		物品税は、1978年追加物品税（織物および織物製商品（TTA））法に基づいて賦課されることもあり、これは関税率表の章題50から63に該当する品目に適用される。当該課税につき免税を主張する場合、通知番号／年および該当する番号を記入する。 例：通知番号 18 年 1996 番号 1

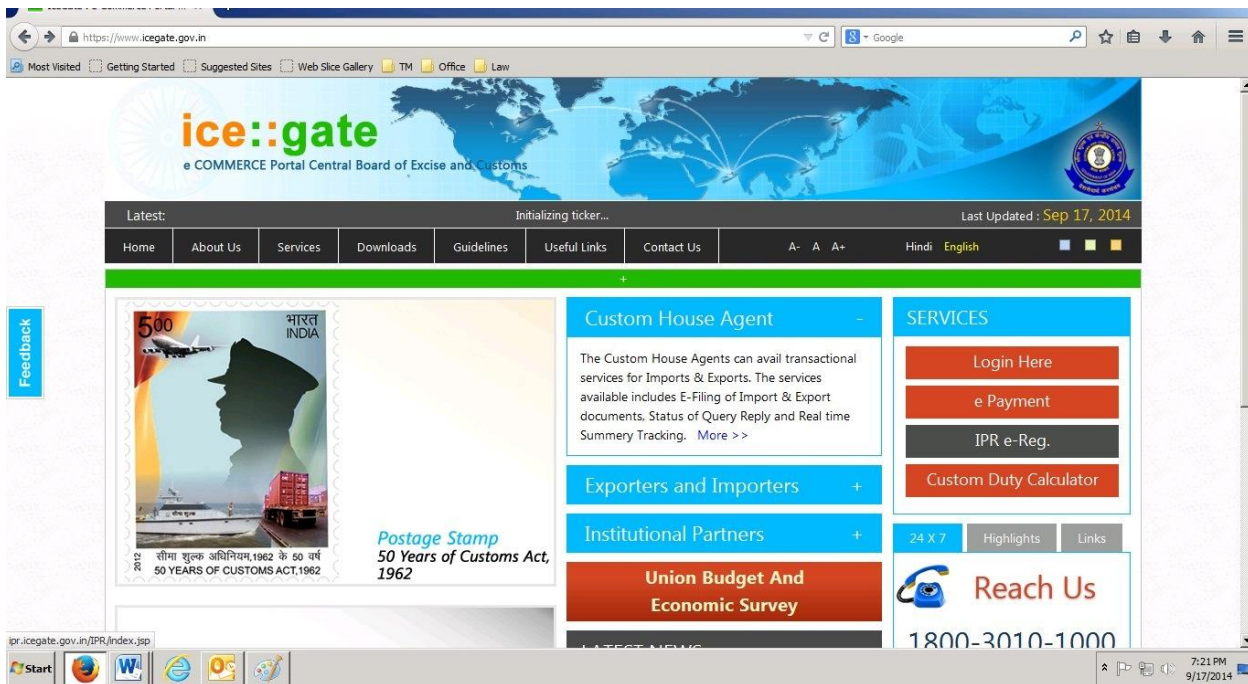
		上記は以下の通りに記載する。 18/96 SL no.(1)												
	11. NCD 関税 (通知番号/年)	2001年財政法に基づく国家災害税(NCD)として、追加関税が適用される品目も存在する。当該課税につき免税を主張する場合、通知番号/年および該当する番号を記入する。												
	12. 再輸入 []はい []いいえ	該当するボックスにチェックを記入する。												
	13. RSP (単位当たり)	小売価格(RSP)を基準として、中央物品税と同額の追加関税が多くの品目に対して賦課される。該当する場合はRSPの申告が義務である。1944年中央物品税法第4A条に基づく通達を参照すること。												
	単位数 RSP (単位当たり)	39(A)番の第6欄に表示されている計算単位ごとにRSPを表示する。												
輸入ライセンスの詳細事項														
	14. 輸出入(EXIM) スキーム・コード	<p>該当する場合は、EXIMスキーム・コードを記入する。EXIMコードは、DGFTにより、EXIM政策の一環をなす手続きハンドブックにおいて通知されている。当該輸入に該当するコードを使用する。一般的に使用されるスキーム・コードは以下の通りである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">コード</th> <th>スキーム名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>06</td> <td>関税受給パスブック(DEPB) — 輸出後</td> </tr> <tr> <td>07</td> <td>DEPB — 輸出前</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>特別輸入ライセンス(SIL)</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>注文生産(JOBGING)</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>EOU/輸出加工区(EPZ)/特別経済区(SEZ)</td> </tr> </tbody> </table>	コード	スキーム名	06	関税受給パスブック(DEPB) — 輸出後	07	DEPB — 輸出前	15	特別輸入ライセンス(SIL)	20	注文生産(JOBGING)	21	EOU/輸出加工区(EPZ)/特別経済区(SEZ)
コード	スキーム名													
06	関税受給パスブック(DEPB) — 輸出後													
07	DEPB — 輸出前													
15	特別輸入ライセンス(SIL)													
20	注文生産(JOBGING)													
21	EOU/輸出加工区(EPZ)/特別経済区(SEZ)													
	15. ライセンスに対する輸入 []はい []いいえ	<p>該当するボックスにチェックを記入する。 「YES(はい)」の場合、見出し番号39(D)に詳細を記載する。</p>												
	16. EXIM 政策の項番 /年	物品の輸入に適用されるEXIM政策の項番/年を記入する。												
SVBの詳細事項														
	SVB 付加料の詳細事項 (品目別) []はい []いいえ	付加料の賦課が予定される場合は「YES(はい)」、それ以外は「NO(いいえ)」と記入する。												
	「YES(はい)」の場合、 以下の情報を提供する。													
	17. SVB 参照番号 文字数：20文字	SVB参照番号を記載する。												

	18. 日付	SVB 参照日を記入する。
	19. 税関	当該事案に対する決定が下された税関の名称、都市名を記入する。
	20. 評価額に対する付加料	評価額に対して付加料が賦課される場合は「A」と記入し、SVBにより決定された付加料の料率を表示する。
	21. 関税に対する付加料 文字数：8文字	関税に対して付加料が賦課される場合は「D」と記入する。SVBにより決定された付加料の料率を記入する。
	22. 暫定か最終か	付加料が暫定的な場合は「P」、最終的であれば「F」と記入する。
39(C)	再輸入の場合、船積送り状 (SB) の詳細事項	商品の再輸入の場合、商品の輸出に用いられた SB について以下の詳細事項を記入する。修理後の商品の再輸入である場合、輸入品の説明に関する欄にその旨を記すこと。
	1. 商品番号	この情報は、上記 39(A)「商品の詳細な説明」において既に提供済みである。
	2. SB の番号 文字数：7文字	商品の輸出に用いられた SB の番号を記入する。
	3. SB の日付 文字数：8文字	上記 SB の日付を DD (日) / MM (月) / YYYY (西暦) で記入する。
	4. 輸出港	上記 SB に対する輸出許可命令 (Let Export order) が出された港を記入する。
	5. SB のインボイス番号 文字数：16文字	商品の輸出に用いられたインボイス番号を記入する。
	6. SB における商品番号 文字数：4文字	SB に記載された商品が複数である場合、SB の再輸入商品の番号を記入する。
	7. 運賃 (IN ルピー建て) 文字数：14文字	当該商品の輸出のために支払った運賃を記入する。
	8. 保険料 (IN ルピー建て) 文字数：14文字	当該商品の輸出のために支払った保険料を記入する。
39(D)	EXIM スキームに基づく関税免除に関する詳細事項およびライセンスの詳細	
	1. 商品番号	この情報は、既に上記 39(A)「商品の詳細な説明」において提供されている。
	2. 追加の関税免除が必要か []はい []いいえ	該当するボックスにチェックを記入する。DEPB スキームまたはその他の関連スキームに基づき物品税部分に追加免税を求める場合は「YES (はい)」、そうでなければ「NO (いいえ)」を記入する。「YES (はい)」の場合、CETH に基づき計算された税金額とともに、DEPB ライセンスにおいて CTH に基づき計算された関税金額が、それ以外の場合は関税金額分のみがシステムにより借方に計上される。
	3. 通知番号/番号	EXIM スキームの通知番号および該当の番号を記入する。

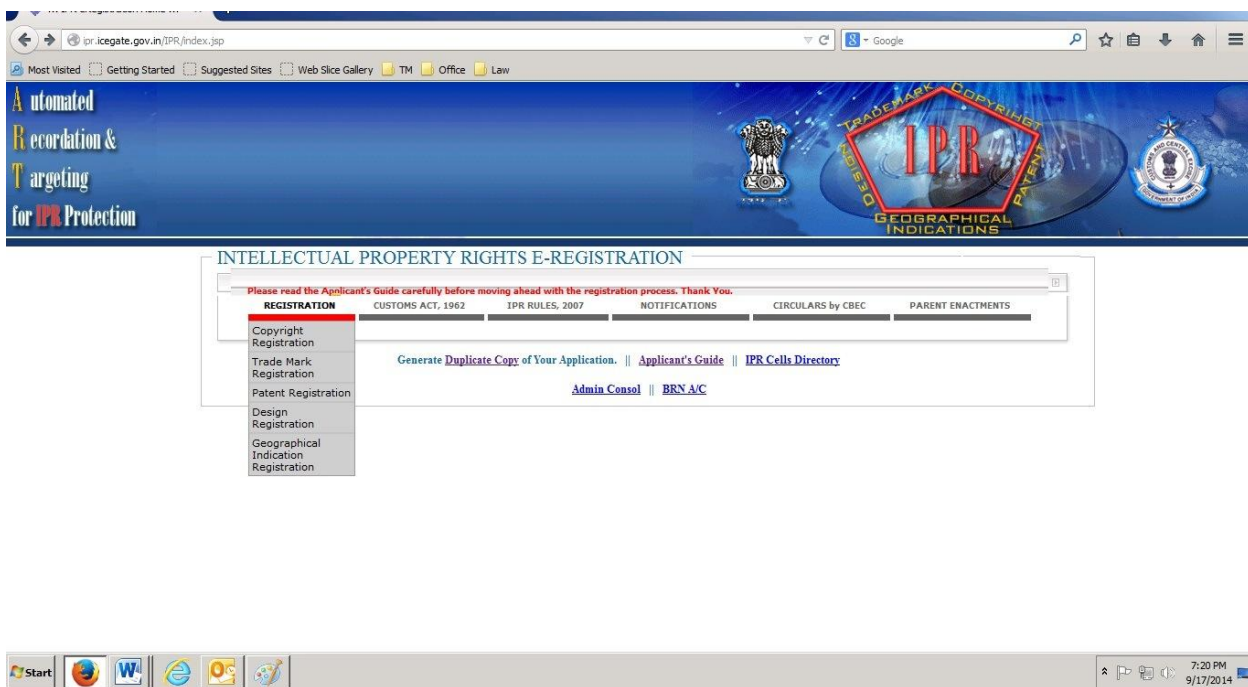
		例：DEPB スキームについて 034/97 SL No(1)
4. ライセンスの登録番号 文字数：10 文字		最初にシステムにライセンスを登録しなければならない（DEPB スキーム向け）。税関の DEPB 登録部署に連絡して登録を行う。登録後、登録番号がライセンスに対して発行される。発行された番号をここに記載する。
5. ライセンスの登録日 文字数：8 文字		システムにライセンスが登録された日を DD (日) / MM (月) / YYYY (西暦) で記入する。
6. 借方金額 (IN ルピー建て) 文字数：14 文字		当該商品に対して、ライセンスから借方に計上される金額 (CIF) を記入する。
7. 借方数量 文字数：14 文字		ライセンスから借方に計上される数量を記入する。
8. 単位 文字数：3 文字		借方に計上される数量の計量単位を記入する。すなわち、キログラム (Kg)、数 (No) 等である。当該単位は、(上記 7 の欄において) 数量が借方に計上されるライセンスの商品に対して登録されなければならないことに注意する。
9. 商品の番号ライセンス 文字数：4 文字		ライセンスに示されている商品で、その数量が借方に計上されるものの番号を記す。

付属書 C : 登録手続きに関する手順のスクリーンショット

ステップ 1



ステップ 2



ステップ 3

Automated Recordation & Targeting for IPR Protection

TRADEMARK COPYRIGHT PATENT
GEOGRAPHICAL INDICATIONS

Proceed to Apply for Trademark Registration ::

Location Details (where do you wish to file the application)

Select

- Delhi Air Cargo
- Ahmedabad Air Cargo
- Bengaluru Air Cargo
- CFS Mulund
- CFS Patparganj
- Chennai Air Cargo
- Chennai Custom House
- Cochin Custom House
- Delhi Air Cargo
- Goa Custom House
- Hyderabad Air Cargo
- ICD Arakkanom
- ICD Ballabgarh
- ICD Dadri
- ICD Karur
- ICD Loni
- ICD Ludhiana
- ICD Panipat
- ICD Patli-Gurgaon
- ICD Pitampur

Continue

Start | Internet Explorer | Word | ... | 7:20 PM 9/17/2014

ステップ 4

Automated Recordation & Targeting for IPR Protection

TRADEMARK COPYRIGHT PATENT
GEOGRAPHICAL INDICATIONS

Proceed to Apply for Trademark Registration ::

Indian Trademark Office Registration No. * Registration No. should not contain any special character or blank space.

Continue

ipr.icagate.gov.in/ipr/mediator_1.jsp

Start | Internet Explorer | Word | ... | 7:20 PM 9/17/2014

ステップ 5

Automated
Recordation &
Targeting
for IPR Protection

TRADE MARK COPYRIGHT
IPR
PATENT
GEOGRAPHICAL INDICATIONS

Step - I of IV
Registration Details

* Mandatory Field[s]. Recordation is liable to be rejected if information is not provided

1. Indian Trademark Office Registration No.*
2. Date of filing of Application *
3. Name and Address of the Registrar of Trademarks *
4. Proof of Registration and Existence of a valid Trademark *
5. Statement of Grounds for suspension of release of suspect infringing / pirated goods *

Start | Internet Explorer | Word | Outlook | 7:19 PM 9/17/2014

ステップ 6

Automated
Recordation &
Targeting
for IPR Protection

TRADE MARK COPYRIGHT
IPR
PATENT
GEOGRAPHICAL INDICATIONS

Step - I of IV
Registration Details

* Mandatory Field[s]. Recordation is liable to be rejected if information is not provided

1. Indian Trademark Office Registration No.*
2. Date of filing of Application *
3. Name and Address of the Registrar of Trademarks *
4. Proof of Registration and Existence of a valid Trademark *
5. Statement of Grounds for suspension of release of suspect infringing / pirated goods *

Start | Internet Explorer | Word | Outlook | 10:55 AM 9/22/2014

ステップ 7

http://ipr.icegate.gov.in/IPR/TM_FORMS/TM6

IPR - Trademark eRegistr...

File Edit View Favorites Tools Help

IPR Protection

Step - II of IV

Personal Information

* Mandatory Field[s]. Recordation is liable to be rejected if information is not provided

- Name of the Applicant * Amarchand & Manga
- Name of the Trademark Owner * Amarchand & Manga
- Name of the Right Holder * Amarchand & Manga
- Import & Export Code (IEC), if any of the Right Holder Not Applicable
- In case, 2 and 3 are different, upload the Deed of Transfer of Right Or Deed of Authorization to Import / Export
- Is the Right Exclusive? * (Please Specify) Yes No
- In case the Right is Exclusive, upload the Statement of Grounds of Exclusivity
- If the Applicant is an Attorney or an Authorized Person, Upload the Authorization
- Contact Details of the Applicant or his Authorized Person/Attorney/Agent with whom the Customs should make correspondence *

Name Amarchand & Manga
 Address JMD Towers, 6th floor
 Telephone [O] 01244595150
 Telephone [R] 01244595150
 Mobile 9811192833
 e-Mail Id ranjan.negi@amarchand.com

Number with STD code & should not contain any space / special character.

Number with STD code & should not contain any space / special character.

Number with STD code & should not contain any space / special character.

Start

11:06 AM
9/22/2014

ステップ 8

http://ipr.icegate.gov.in/IPR/TM_FORMS/TM6

IPR - Trademark eRegistr...

File Edit View Favorites Tools Help

Recordation & Targeting for IPR Protection

IPR

Step III of IV

Description and Details of the Intellectual Property sought to be recorded

Details of description of goods in respect of which a Trademark is granted. Digital Images of the trademark or trade devices of genuine protected products, their labels, containers, packing material etc can be uploaded. Similarly, images of infringing / counterfeit/contraband goods of protected trademarks can also be uploaded separately. Physical Copies /Samples (including infringing goods) can be submitted to the Jurisdictional Commissioner along with the printed Application.

* Mandatory File[s]. Recordation is liable to be rejected if information is not provided

- Description of each of the goods * Legal Services and Consultancy, Litigation Service, Legal Research, Arbitration Service, Intellectual Property Service and Consultancy **Not more than 1000 Characters.**
- Description of Trademark * Label mark consisting of 'A & M' logo along with 'amarchand mangaldas' text **Not more than 500 Characters.**
- Class of Goods (As per Classification of Goods & Services - Fourth Schedule to Trade Marks Rules, 2001) * 42 **Not more than 500 Characters.**
- Customs Tariff Heading(s), 8-digit Code(s), if known to the Applicant Not Applicable
- Date of issue of registration by Indian Trademarks Registrar * 21/06/2001
- Validity (effective date upto) * 26/09/2021
- Upload digital images of the genuine Product(s) *
- Upload the digital images of the infringing / Pirated goods, if any

Start

11:17 AM
9/22/2014

ステップ 9

http://ipr.icgate.gov.in/IPR/TM_FORMS/TM6... x

File Edit View Favorites Tools Help

Details of Production, import and/or Export of the Genuine Goods and Suspect infringing goods

- Country in which the genuine goods are manufactured / produced .[Press 'Ctrl' to select more than one country]*
 - Hong Kong
 - Hungary
 - Iceland
 - India
- Country(ies) of Origin of the genuine goods.[Press 'Ctrl' to select more than one country] *
 - Hong Kong
 - Hungary
 - Iceland
 - India
- Name(s) and IBC Nos. of the person(s) / Firm(s) authorized to Import or Export genuine goods *
 - Not Applicable
- Country(ies) of Origin from which the Pirated goods are suspected to be imported. [Press 'Ctrl' to select more than one country]
 - Select
 - Afghanistan
 - Albania
 - Algeria
- Country of Destination to which the Pirated goods are suspected to be exported
 - Select
- Name(s) and details of the suspected Importers dealing with infringing Counterfeit / Contraband goods
 - Not Applicable
- Name(s) and details of the suspected Exporters Or Suppliers dealing with infringing / Counterfeit / Contraband goods
 - Not Applicable
- Name(s) of the Customs Air Cargo Complex(es) / Seaport(s)/ICD(s)/CFS(s)/Land Customs Station(s) through which importation or exportation of such pirated articles is suspected (Press and hold the ctrl key to select multiple locations) *
 - Chennai Custom House
 - Cochin Custom House
 - Delhi Air Cargo
 - Goa Custom House
 - Hyderabad Air Cargo
- Any other specific information on suspected Importation or exportation
 - * Please Choose from the options below
 - Not Applicable.
 - [Click to Upload](#)
 - [Type here...](#)

Continue

Start | 11:22 AM 9/22/2014

ステップ 10

http://ipr.icgate.gov.in/IPR/TM_FORMS/pay... x

File Edit View Favorites Tools Help

Automated Recording & Targeting for IPR Protection

TRADE MARK COPYRIGHT PATENT GEOGRAPHICAL INDICATIONS

Payment Mode

Choose the Payment Mode

Amount	Rs. 2000/- (Rupees Two Thousand Only.)
Mode	Click Here To Pay Through Credit Card Click Here To Pay Through Demand Draft

Submit

Start | 11:24 AM 9/22/2014

[特許庁委託事業]
インド税関における知財保護マニュアル

[著者]
Cyril Amarchand Mangaldas

Mr. Ranjan Negi	Partner
Ms. Pallavi Rao	Senior Associate

[発行・編集]
独立行政法人 日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
知的財産権部
TEL: +91-11-4168-3006
FAX: +91-11-4168-3003

2016年8月発行 禁無断転載

本報告書は、日本貿易振興機構が2015年8月時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありませんことをあらかじめお断りします。